



令和 8 年度

鎌倉市

保育所等の入所申込のしおり

認可保育所・認定こども園（保育所部分）

家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業（地域枠）

問い合わせ先・書類の提出先	
鎌倉市役所こどもみらい部保育課（本庁舎 1 階 31 番窓口）	
住 所	〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号
電 話 番 号	0467-61-3894
メールアドレス	kodomo@city.kamakura.kanagawa.jp

令和8年4月入所からの変更点

(1) 令和8年4月に新たに開設予定の施設

玉縄地域及び鎌倉地域に小規模保育施設の開設、幼稚園の認定こども園化を検討しています。いずれの施設も、開所する場合は、4月入所二次申請から希望施設として申し込むことができます（現在、協議中のため、開所しない場合もあります）。

(2) 4月入所の申し込み方法

例年、11月に約2週間をかけ、専用の窓口（会議室）を設けて受付を行ってきましたが、年々、入所申請者が増加する中で、皆様をお待たせする時間が増えてきていることや専用の窓口の確保、審査結果の早期発送が課題となっていました。

そのため、令和8年4月入所については、郵送又はe-kanagawa電子申請による受け付けとし、受付期間を令和7年（2025年）10月1日から同年10月31日までとします。

保育課窓口でのご相談等も可能ですが、期間中は大変混みあうことが予想されるため、郵送又はe-kanagawa電子申請の活用にご協力をお願いいたします。

ご提出は、郵送又はe-kanagawa電子申請でお願いします。

郵送には、このしおりの最後のページにある折りこみ式の封筒をご活用いただくと、切手を貼らずにお送りいただくことができます（のりが必要です）。

(3) 「妊娠・出産」認定期間の変更

次のとおり変更となりますので、ご確認ください。

【変更前】	出産予定日の8週間前の日の属する月初から、8週間後の日の属する月末までの期間
【変更後】	出産予定日の6週（多胎妊娠の場合にあっては14週前から可）前の日の属する月の初日から、出産日の8週間後の日の属する月の末日までの間

(4) 育児休業中の在園児の継続入所最大期間の取扱い

次のとおり変更となりますので、ご確認ください。

【変更前】	育児休業の対象児童が <u>1歳</u> となる月の末日まで。 <u>1歳</u> となる月までに保育所等の入所申込みを行い、入所できなかった場合は、その年度末（3月31日）まで。
【変更後】	育児休業の対象児童が <u>2歳</u> となる月の末日まで。 <u>2歳</u> となる月までに保育所等の入所申込みを行い、入所できなかった場合は、その年度末（3月31日）まで。

もくじ

1	はじめに	4
2	保育所等を利用するには	4
	(1) 年齢や利用施設・内容による認定区分	4
	(2) 保育を必要とする理由	5
	(3) 保育の必要量に応じた区分	5
3	保育所等の申込について	7
	(1) 申込にあたっての留意点	7
	(2) 保育所等の利用開始について	7
	(3) 入所受入枠について	7
	(4) クラス年齢の数え方について	7
	(5) 保育所等の見学について	8
	(6) 医療的ケアを必要とする児童について	8
	(7) 申込方法について	9
	(8) 鎌倉市に住民票があるが、他市町村の保育所等を利用したい場合	10
	(9) 鎌倉市外に住民票があるが、鎌倉市の保育所等を利用したい場合	10
	(10) 就労等の保育要件があり、入所希望月が「妊娠・出産」認定期間と重なる方	11
	(11) 令和8年度4月の入所をご希望の方	13
	(12) 出生前申込について（4月入所一次審査のみ）	15
	(13) 令和8年度5月以降の入所をご希望の方	16
	(14) 入所申込みに必要な書類	17
	(15) 転園の申込みにについて	19
	(16) 諸注意	19
	(17) 育児休業中の方の転園の扱いについて	19
4	申込内容の変更について	20
	(1) 申込みの内容を変更したい場合	20
	(2) 保育要件を変更したい場合	20
	(3) 申込みの内容を取り下げたい場合	20
5	利用調整（入所審査）について	21
	(1) 申込みから入所までの流れ	21
	(2) 入所可否の結果について	22
	(3) 利用調整基準について	23
6	入所決定後について	25
	(1) ならし保育について	25
	(2) 入所決定後に提出する書類について	25
	(3) 内定の取消等について	26
	(4) 入所の辞退について	26
	(5) 退所について	26

7	保育料について	27
(1)	市民税非課税世帯の場合	27
(2)	市民税課税世帯の場合	28
(3)	保育料の多子減免について	29
(4)	副食費の免除について	30
(5)	保育料等の変更について	30
(6)	保育料等の注意点	30
(7)	保育料額の算定及び納付について	31
(8)	令和8年度保育所等保育料（利用料）月額表	33
8	保育所等に入所後の手続きについて	34
(1)	上の児童が保育所等に在園していて、下の児童の保育所等の入所が決定した場合	34
(2)	上の児童が保育所等に在園していて、産前産後休業や育児休業を取得する場合	34
(3)	在園児童の保育の要件が変わる場合	34
9	その他の保育サービスについて	35
(1)	一時預かり事業	35
(2)	病児・病後児保育事業	35
(3)	休日保育事業	35
10	鎌倉市認可外保育施設等利用料補助金について	36
(1)	概要	36
(2)	対象となる施設	36
(3)	補助金額	36
(4)	補助条件	36
(5)	仮算定保育料の計算・申請方法等	36
11	よくある質問	37
(1)	相談全般	37
(2)	教育・保育給付認定、保育を必要とする事由について	38
(3)	保育所等の利用申請について	40
(4)	利用調整・入所審査について	43
(5)	入所後について	45
12	二次元コード集	47
	郵送用封筒について	49

1 はじめに

このしおりには、認可保育所、認定こども園（保育部分）及び地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の地域枠）（以下「保育所等」といいます。）の入所申込みを行うための手続きや入所決定後の手続き、必要書類などの重要な事項を記載しています。

このしおりをよく読んで申し込みを行ってください。

【注意事項】

- ・既に令和7年度以前の申込みをしている方も、再度申込みが必要です。
- ・転園を希望される方については、転園の申込みが必要です。
- ・入所できる人数には限りがあるため、ご希望の施設へ入園、転園ができない場合があります。あらかじめご了承ください。

2 保育所等を利用するには

保育所等は、保護者が就労などの要件で児童を保育できない場合に、保護者に代わって児童を保育する施設です。申込にあたっては、全ての保護者に保育を必要とする要件があることが必要です。「保育の要件はないが、同世代の子どもと交流させたい」などの理由で保育所等を利用することはできません。

育児休業中でも入所の申込を行うことはできますが、入所した月の翌月1日（休日の場合は翌平日）までに復職することが必要です。

（1）年齢や利用施設・内容による認定区分

保育所等を利用する場合は、住民登録をしている市町村から必ず保育の必要性の認定（子育てのための教育・保育給付認定）を受ける必要があり、年齢によって2号又は3号の認定証が交付されます。また、認定にあたっては、保護者の就労時間等に応じて「保育の必要量」を決定します。

認定	年齢	保育の必要量	利用できる施設
1号認定	満3歳～5歳	教育標準時間	施設型給付幼稚園、認定こども園（教育時間） 1号認定児の入所については、各施設へ直接申込みいただき、各施設が決定します。 詳細はご希望の施設にお問い合わせください。
2号認定		保育標準時間 保育短時間	保育所、認定こども園（保育所部分）
3号認定	0歳～2歳	保育標準時間 保育短時間	保育所、認定こども園（保育所部分） 地域型保育事業 （小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等）

(2) 保育を必要とする理由

保育の必要性の認定を受けるためには、次のいずれかの事由に該当することが必要です。

保護者等の状況		認定期間
就労	ひと月において月64時間以上働いている（内定している）	最長、就学前まで ※内定の場合は3か月（就労後、就学前まで延長）
妊娠・出産	妊娠中又は出産後の休養が必要である	出産予定日の6週間前（多胎妊娠の場合にあっては14週）の日の属する月の初日から出産日の8週後の日の属する月の末日まで
疾病・障害等	病気やケガ、又は精神や身体に障害がある	保育が可能な状態になるまで
介護・看護	介護又は看護にあたっている	介護、看護を必要としなくなるまで
災害復旧	災害の復旧にあたっている（震災、火災、風水害等）	災害復旧まで
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている	入所後3か月以内
就学	大学や職業訓練校、専門学校等で就学している	学校等に通っている間
その他	その他、市長が必要と認める場合 ※虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれ等	市長が認める期間

(3) 保育の必要量に応じた区分

保育の必要性が認定された場合、さらに保護者の就労時間等に応じて保育の必要量が認定されます。保育の必要量の認定区分により、利用できる最大の保育時間※が決まります。

保育を必要とする事由	保育標準時間	保育短時間
就労	○	○
介護・看護	月120時間以上の就労等 （短時間も選択可）	月64時間以上120時間未満の就労等 （勤務シフト等により標準時間の選択可）
就学		
妊娠・出産	○	△
疾病・障害等	（短時間も選択可）	（選択可）
求職活動	△ （求職活動等の状況により選択可）	○
育児休業	×	○
その他	状況に応じて認定	

※実際の預かり時間は、最大の保育時間の範囲内で、保護者の就労時間や通勤時間、そして保育所等の開所時間によって異なり、保育所等と調整の上で決まります。

●保育標準時間認定の場合… 1 日最大 11 時間保育

(例) 両親がフルタイムで就労 (原則、月 120 時間以上の就労)

7:00		18:00	19:00
	← 最大 11 時間 →		
	保育標準時間 (就労時間 + 通勤時間以内の利用)	延長保育	

●保育短時間認定の場合… 1 日最大 8 時間保育

(例) 父がフルタイム、母がパートタイム (月 120 時間未満の就労)

7:00	8:30		16:30	19:00
		← 最大 8 時間 →		
延長保育		保育短時間※ (就労時間 + 通勤時間以内の利用)		延長保育

※保育短時間認定の時間区分は施設により異なります (8時から16時など)。

【注意事項】

- ・ 保育所等の開所時間は、各施設で異なります。
- ・ 延長保育を利用する場合は、施設から書類の提出を求められることがあります。また、別途延長保育料がかかります (金額は各施設で異なります)。

3 保育所等の申込について

【注意事項】

- ・一度ご提出いただいた書類は、返却や、保育課にてコピーをお取りしてお渡しすることはありません。育児休業給付金の手続き等で必要となります。必ず書類提出前に自宅保管用のコピーをお取りください。

(1) 申込にあたっての留意点

申込みの有効期限は、申込み希望月の属する年度内となります。例えば令和8年4月入所の申込を行った場合、その内容は、令和8年度いっぱい（令和9年3月入所の審査まで）有効です。令和9年度以降の申込みは別途行う必要がありますのでご注意ください。

令和7年度と令和8年度の入所申込みを両方されている方については、令和7年度中の審査に内定となった場合には、令和7年度の申し込みを優先し、原則として、令和8年度の申込みについては審査を行いません（令和7年度の内定を辞退した場合であっても、令和8年度の審査は行いません）。必ず、取り下げの手続きを行ってください。

(2) 保育所等の利用開始について

入所日は、各月の1日からです。

(3) 入所受入枠について

各施設における入所受入枠は、4月入所一次審査は、令和7年9月末頃、4月入所二次審査は、令和8年1月末頃に鎌倉市ホームページにて公開する予定です。5月以降については、利用開始月の前々月の20日頃に、直近の入所審査結果を反映した空き状況を掲載する予定です（8月1日の利用開始の場合は6月20日頃）。

(4) クラス年齢の数え方について

申込にあたり、クラス年齢を確認してください。クラス年齢は4月1日時点の年齢で数えます。年度内に誕生日を迎えた場合でもクラスは変わりません。

次の表は令和8年度入所のクラス年齢です。

クラス	生年月日
0歳児クラス	令和7年（2025年）4月2日以降生まれ
1歳児クラス	令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日生まれ
2歳児クラス	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日生まれ
3歳児クラス	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日生まれ
4歳児クラス	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日生まれ
5歳児クラス	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日生まれ

(5) 保育所等の見学について

申込を行う前に、施設の見学を行ってください。保育所等は、お子さまが毎日生活する場です。園ごとに保育内容（日中の過ごし方）や費用、ルール等が異なります。そのため、あらかじめ、お子さまと一緒に見学をし、施設長等から説明を受け、保護者の方が納得した上で、お申込みをしてください。**特に、お子さまの発育や発達の心配がある場合、アレルギーの対応が必要な場合等は、受け入れ体制の確認も含めて、事前に相談を行ってください。**

見学をする場合、直接各施設にお問い合わせいただき、見学日時等の調整を行ってください。

【注意事項】

- ・ 見学必須の保育所等については、必ず事前に見学をした上で申し込んでください。見学をされていない場合、内定の判断を行うことができません。

見学必須園の詳細は、「鎌倉市認可保育所等一覧」をご確認ください。

【見学の際に確認していただきたいことの例】

項目	内容
受入年齢（月齢）	0歳児クラスの場合、園ごとに受入年齢（月齢）が異なります。
開所時間	園ごとに開所時間が異なります。
園でかかる費用	保育料は、保護者の市民税所得割額に応じて市が決定します。別途、園でかかる費用（制服等の実費負担、入園に必要な費用）などがありますので、事前に希望施設へご確認ください。 3歳児クラス以降は、保育料は無償になりますが、給食費は無償にはなりません（2歳児クラスまでの給食費は保育料に含まれます）。
保育内容	園ごとに保育内容や保育の方針が異なります。
通園距離・ 駐車（輪）場	自宅や勤務先から園までの通園経路（荒天時含む）、駐車（輪）場の有無や利用の際のルールなどの確認や、移動手段をご確認ください。
アレルギー対応 など	お子さまの発育や発達の心配、アレルギー等の対応が必要な場合、園での受入体制等をご確認ください。
その他	上記の確認事項以外にも、疑問に思うことや気になることについてご確認ください。

(6) 医療的ケアを必要とする児童について

医療的ケア（日常生活の中で、長期にわたり継続的に必要とされる医療行為を言います）を必要としているお子さまにつきましては、安全・安心な保育を行う観点から、**入所申込締切日の3か月前までを目安に保育課へご相談ください**（申込み後、急きょ医療的ケアが必要になった場合も、まずは保育課へご相談ください）。なお、お子さまの状況によっては、入所の調整に3か月以上の時間を要する場合や、受入れが困難な場合があります。

あらかじめ、医療的ケアの種類や保育所等での集団保育が可能かどうか、主治医にご確認ください。特に、お子さまの成長に伴い医療的ケアが不要になる見込みの場合、入所申請のタイミングを考慮いただくことで、入所可能な保育所等の選択肢が広がることもあります。

(7) 申込方法について

申込みに必要な書類を全て揃えた上で、期間内にお申込みください。申込締切日までに必要書類が提出されない場合、締切日時点で揃っている書類のみで審査を行います。

申込方法	鎌倉市に住民票がある方	鎌倉市外に 住民票がある方
鎌倉市内の施設を希望	郵送、電子申請、(保育課窓口) (出生前申請(4月入所一次審査)、 転園申込みは、郵送又は窓口のみ)	住民票のある 自治体に確認
鎌倉市外の施設を希望	郵送、(保育課窓口)	-

【注意事項】

- ・ 4月入所一次審査は、相談で大変込み合うことから、保育課窓口での受け付けは行いません。
郵送又は電子申請で申し込みを行ってください。
- ・ 郵送にあたっては、しおり最終頁の折りこみ式封筒(切手不要)をご活用ください。

● 郵送による申請について

保育課に申込書類が届き次第、受領が完了した旨のお知らせを返送します。

このしおりの最後のページにある折りこみ式の封筒を使用せずに提出される方は、必要書類に加え、「返信用宛名用紙」を合わせてご提出ください。折りこみ式の封筒を使用しなかった方が「返信用宛名用紙」を同封していない場合は、受領が完了した旨のお知らせは返送しません。
なお、入所申込み締切日を過ぎて届いた場合、次回の審査分から適用になります。

● 電子申請について

鎌倉市では、e-kanagawa 電子申請で保育所の入所の申込を受け付けています。

なお、画面操作の都合上、パソコンによる操作をお勧めしています。

【必要なもの】

- ① e-kanagawa 電子申請への利用登録
- ② 署名用電子証明書が搭載された申請者本人のマイナンバーカード
- ③ (パソコンで認証する場合) 署名用電子証明書の読取りに対応した IC カードリーダー
(スマートフォンで認証する場合) 署名用電子証明書の読取りに対応したスマートフォン

【注意事項】

- ・ 署名電子証明書が搭載された申請者本人のマイナンバーカードの読取りと暗証番号の入力が完了しないと、電子申請はできません。

(8) 鎌倉市に住民票があるが、他市町村の保育所等を利用したい場合

受付期間と必要書類をあらかじめ保育所等のある市区町村にお問合せいただき、保育所等のある市区町村の受付締切日の2週間前を目途に、鎌倉市役所保育課に必要書類を揃えてお申込みください。

なお、入所希望日以降に転出予定で、他市の保育所等を申込みながら市内の保育所等のお申込みも併願される場合は、市外に住民票のある方と同様の取扱いとなります（4月入所申請の場合は、鎌倉市の審査は二次審査からの受付となります）。

(9) 鎌倉市外に住民票があるが、鎌倉市の保育所等を利用したい場合

申込方法をお住まいの市区町村にお問い合わせください。

原則、お住まいの市区町村を経由して、鎌倉市の様式でお申込みとなります。鎌倉市の締切日までに書類が届く必要があるため、必要書類、申込み方法、いつまでにお住まいの市区町村へ書類提出が必要かを確認の上で、余裕をもって、お申込みください。

なお、市区町村によっては直接鎌倉市に申込みを行うよう案内がある場合があります。その場合は、郵送にてお申込みください（電子申請はご利用いただけません）。

●鎌倉市に転入予定のない方

4月入所一次審査のみ、転入予定のない方はお申込みができません。

お申し込みができるのは、二次審査以降（5月から3月入所を含む）からの受付となります。また、鎌倉市の様式でお申し込みください。

●鎌倉市に転入を予定している方

入所希望日までに、鎌倉市に転入の予定がある方は、賃貸契約書又は売買契約書等及び「転入に関する同意書」を提出していただくと、利用調整基準表に従って算定する点数は、鎌倉市内在住の方と同等となります。

転入後、鎌倉市保育課にて手続きを行っていただく必要がありますので、転入の手続きが完了しましたら、保育課の窓口までお越しください。

なお、入所内定後に入所日の前日までに転入されていない場合、入所内定は取り消しとなりますのでご注意ください。

【注意事項】

- ・ 鎌倉市外に住民票がある場合、審査を行うにあたり、お住まいの市区町村へご連絡させていただきますことがあります。
- ・ 鎌倉市外から転入予定として申込みをする方は、必ず入所する前の月の末日までに転入手続きを行ってください。

(10) 就労等の保育要件があり、入所希望月が「妊娠・出産」認定期間と重なる方

入所希望日が「妊娠・出産」期間と重なる場合は、必ず以下に記載した内容をよく確認してください。

●産後に育児休業を取得する方

入所希望日が、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間から可）の日の属する月の初日から出産日の8週後の日の属する月の末日までの期間と重なり、かつ産後に育児休業等を取得し、復職をしない場合、保育要件は、「妊娠・出産」となります（保育の実施における手続及び基準等に関する要綱第6条第1項）。

そのため、利用調整基準表でも、これに準じて点数付けを行います。

入所期間は上記の期間であり、期間終了後は退所になります。

また、退所後、あらためて利用希望の場合は、再度申込みが必要となります。

※上記の内容から、令和8年4月1日入所をご希望の方で、ご出産予定日が令和8年2月4日から同年6月11日（多胎妊娠の場合は同年8月6日）の期間内の場合、保育要件は「妊娠・出産」となります。

●産後に育児休業を取得せずに復職する方

入所希望日が、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間から可）の日の属する月の初日から出産日の8週後の日の属する月の末日までの期間と重なり、かつ産後休業終了後育児休業を取得せずに復職をする場合、保育要件は、「就労」となります（保育の実施における手続及び基準等に関する要綱第6条第1項）。

そのため、利用調整基準表でも、これに準じて点数付けを行います。申込み時に、復職予定の就労先の就労証明書をご提出ください。入所期間は原則就学前までとなります。

●産後に就学・疾病・障がい・介護・看護・災害復旧・その他の保育要件が継続する方

入所希望日が、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間から可）の日の属する月の初日から出産日の8週後の日の属する月の末日までの期間と重なり、かつ産後休業終了後「就学・疾病・障がい・介護・看護・災害復旧・その他」の保育要件が継続する場合、保育要件は「就学・疾病・障がい・介護・看護・災害復旧・その他」となります。

そのため、利用調整基準表でも、これに準じて点数付けを行います。保育要件に応じた「保育の必要性を確認する書類」を添付してください。

●申込みをした後に妊娠が分かった方

申請内容が変更となる可能性があるため、速やかに保育課までご連絡ください。

●妊娠・出産要件の考え方

【例１】

令和８年度４月入所を申し込んだ。

令和８年（２０２５年）５月１０日に出産を予定している。

出産予定日の６週間前の日：３月２９日
 出産日の８週間後の日：７月５日 → ３月１日～７月３１日は妊娠・出産要件

→産後に育児休業を取得する。

保育要件及び母の基本点数は「妊娠・出産」となり、認定期間及び入所期間は、３月１日から７月３１日となります。

→産後に育児休業を取得せずに復職をする。

保育要件及び母の基本点数は「就労」となり、認定期間及び入所期間は、就労期間に準じた期間となります。

【例２】

令和８年度の５月入所を「就労」の要件で申し込んだ。

その後、令和８年（２０２６年）８月１５日に出産予定となった。

出産予定日の６週間前の日：７月４日
 出産日の８週間後の日：１０月１０日 → ７月１日～１０月３１日は妊娠・出産要件

→産後に育児休業を取得する。

５～６月入所審査までは保育要件及び母の基本点数が「就労」となり、７月～１０月入所審査までは保育要件及び母の基本点数が「妊娠・出産」となります。

７月から１０月まで（妊娠・出産要件期間）の期間に入所が内定した場合は、１０月末日で退所となります。

退所後、あらためて利用希望の場合は、再度申込みが必要となります。申込みがない場合、１１月以降の審査は行いません。

→産後に育児休業を取得せずに復職をする。

保育要件及び母の基本点数は「就労」となり、認定期間及び入所期間は、就労期間に準じた期間となります。

(11) 令和8年度4月の入所をご希望の方

令和8年4月の入所については、以下の日程でのみ受付を行います。

なお、4月入所は一次審査と二次審査に分けて行います。

鎌倉市外にお住まいの方は二次審査から受け付けます（鎌倉市に転入予定のある方は一次審査から申込できます）。

令和8年度4月入所 一次審査	
受付方法	郵送又は電子申請 ※出生前申込みと転園申込みは郵送のみ ※鎌倉市外に住民票がある場合はお住まいの市区町村に問合せください。 ※鎌倉市外の施設の利用を希望する場合は郵送のみ受け付けます。
窓口受付について	令和8年度は、専用の窓口（会議室）の確保が困難なことから、窓口受付は行いません。郵送又は電子申請のみで受け付けます。 窓口での入所相談は可能ですが、混みあうことから、時間に余裕をもってお越しください。
受付期間	令和7年（2025年）10月1日（水）～10月31日（金）（消印有効） ※余裕をもってお申し込みください。 ※締切日以降の消印は二次審査から適用します。
郵送の宛先	<u>しおり最終頁の封筒をご利用ください。</u>ご自身で用意した封筒をご利用する場合は、次の宛先を記入してください。 〒248-8686 ※しおり最終頁の郵送用封筒と郵便番号が異なります 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所こどもみらい部保育課 （令和8年度4月入所申請 とご記入ください。）
不足書類の提出期限	令和7年（2025年）11月21日（金）（消印有効） ※提出期限以降に別途書類の提出をお願いすることがあります。 ※締切日を過ぎて届いたものは二次審査から適用します。
申込取下げの期限	令和7年（2025年）12月10日（水） ※取下げる場合はまず保育課へご連絡ください。期限を過ぎた場合、利用調整にかかる可能性があります。より多くの方に内定を出せるよう、ご協力のほどお願いいたします。
審査結果	令和8年1月下旬頃（予定）、郵送により通知 ※結果について、お電話でのお答えは出来かねます。
内定辞退について	通知等はなにも発行されません。一次審査で内定辞退をした場合に、二次審査から「D 申込書補助票」設問1で、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の順位が下がってもよい」とする入所申込みは受け付けません。

令和 8 年度 4 月入所 二次審査	
受付方法	郵送、電子申請又は窓口 ※転園申込みは郵送又は窓口のみ ※鎌倉市外に住民票がある場合はお住まいの市区町村に問合せください。 ※鎌倉市外の施設の利用を希望する場合は郵送又は窓口で受け付けます。
受付期間	一次審査締め切り後～令和 8 年（2026 年）2 月 10 日（火）（消印有効） ※余裕をもってお申し込みください。 ※締切日を過ぎて届いたものは 5 月入所から適用します。
受付時間	8 時 30 分～12 時、13 時～17 時 ※土曜日、日曜日及び祝日は受け付けできません。
郵送の宛先	<u>しおり最終頁の封筒をご利用ください。</u>ご自身で用意した封筒をご利用する場合は、次の宛先を記入してください。 〒248-8686 ※しおり最終頁の郵送用封筒と郵便番号が異なります 鎌倉市御成町 18 番 10 号 鎌倉市役所こどもみらい部保育課 （令和 8 年度 4 月入所申請 とご記入ください。）
審査結果	令和 8 年 3 月中旬頃（予定）、郵送により通知 ※結果について、お電話でのお答えは出来かねます。

※一次審査で保留となった方は、取り下げない限り、自動的に二次審査の対象となります。

※二次審査の受入枠の公開は、鎌倉市 HP にて、一次審査の結果発送後を予定しております。

(12) 出生前申込について（4月入所一次審査のみ）

令和8年（2026年）2月3日（火）までに出産予定の方で、4月に受入可能な月齢の施設を申し込む場合に限り、4月入所一次審査にて出生前の申込みを受付けます。申込方法は郵送のみのため、ご注意ください。

なお、受入可能月齢については保育所等により異なります。申込み児童の月齢が希望施設の受入月齢に満たない場合、受入月齢を満たした月から入所審査を行いますので、ご注意ください。

●出生前申込の流れ

申込み	
4月入所申込期間中に、必要書類（B 児童調査票を除く）を全て揃え、お子さまの名前・性別・生年月日のみ空欄にして、申込んでください。 なお、出生予定日が令和8年（2026年）2月3日以前であることが確認できるよう、<u>母子健康手帳の表紙と出産（分娩）予定日が記載されたページの写しを添付してください。</u>	
利用調整	
4月入所の一次審査では、出生前のお子さまも含めて審査を行います。	
出生後の手続き	
令和8年（2026年）2月3日までに出生 出生後、<u>令和8年（2026年）2月10日（火）までに、鎌倉市役所本庁舎1階保育課（31番窓口）にて手続きを行ってください。</u> 「教育・保育給付認定申請書（兼）入所申込書（2号・3号用）」に氏名、生年月日等を追記したもの及び「児童調査票」の提出が必要です。 <u>※手続きがされない場合、結果通知を送付できません。必ず手続きを行ってください。</u>	令和8年（2026年）2月3日以降に出生 出生後速やかに、<u>鎌倉市役所本庁舎1階保育課（31番窓口）にて、所定の手続きを行ってください。</u> 4月入所審査の対象ではなく、<u>5月入所以降（入所希望施設の受入月齢を満たす月から）の入所審査の対象となります。</u> 5月以降、入所内定が決まり次第、連絡をいたします。
結果通知	
手続きが確認でき次第、入所内定の方には「内定通知」をお送りします。保留の方は、5月入所以降の審査対象になります。	
入所内定の場合	入所保留の場合
入所準備へ	保留のお知らせが届き、次回の審査対象となります。 内定次第ご連絡いたします。

(13) 令和8年度5月以降の入所をご希望の方

入所を希望する月によって、申込み締切日が異なります（原則、入所希望月の前月1日）。

令和8年（2026年）5月以降の入所				
受付方法	郵送、電子申請又は窓口 ※転園申込みは郵送又は窓口のみ ※鎌倉市外に住民票がある場合はお住まいの市区町村に問合せください。 ※鎌倉市外の施設の利用を希望する場合は郵送又は窓口で受け付けます。 ※郵送の宛先は、しおりの表紙に記載しています。			
受付時間 （窓口）	月曜～金曜（祝日を除く）の8時30分～17時（12時～13時を除く） ※余裕をもってお申込みください。（郵送の場合 必着 です） ※締切日を過ぎて提出されたものは次回の審査分から適用します。			
受付窓口	鎌倉市役所本庁舎1階保育課（31番窓口） ※第6分庁舎1階「かまくらこども相談窓口きらきら」では申込みを受け付けておりません。			
申込み 締切日	入所希望月	申込締切日	入所希望月	申込締切日
	令和8年4月	別途受付 （13ページ参照）	令和8年10月	令和8年（2026年） 9月1日（火）
	令和8年5月	令和8年（2026年） 4月1日（水）	令和8年11月	令和8年（2026年） 10月1日（木）
	令和8年6月	令和8年（2026年） 5月1日（金）	令和8年12月	令和8年（2026年） 11月2日（月）
	令和8年7月	令和8年（2026年） 6月1日（月）	令和9年1月	令和8年（2026年） 12月1日（火）
	令和8年8月	令和8年（2026年） 7月1日（水）	令和9年2月	令和9年（2027年） 1月4日（月）
	令和8年9月	令和8年（2026年） 8月3日（月）	令和9年3月	令和9年（2027年） 2月1日（月）
審査結果	入所希望月の前月の20日頃に郵送で通知します。 <u>（申込み締切日に応じて、変動することがあります。）</u> なお、内定した場合は、通知書の送付に先立ち電話で連絡します。			

(14) 入所申込みに必要な書類

対象者	☒	必要な書類
全ての方	A ☐	教育・保育給付認定申請書（兼）入所申込書（2号・3号用）
	B ☐	児童調査票
	C ☐	保育所等入所に関する確認票
	D ☐	申込書補助票
	E ☐	マイナンバー・本人確認票※
	☐	提出書類確認シート
	☐	保育の必要性を確認する書類
	☐	状況に応じて必要な書類

※マイナンバーカードがない場合、通知カードの写し又は個人番号記載のある住民票の写しでも構いません。その場合は、運転免許証やパスポートなど顔写真付きの本人確認書類の写しもあわせてご提出ください（お子さまに限っては本人確認書類の添付は不要です）。

【保育の必要性を確認する書類】

必要性項目	父	母	必要な書類
就労 ※就労内定、育児休業 （復職予定）を含む	☐	☐	【会社員、自営業（法人）の方】 ・就労証明書（締切日より3か月以内に取得したもの） 【自営業（上記以外）、個人事業主の方】 ・就労証明書及びスケジュール表 ・自営業を証明する書類の写し（開業届（1年目）や確定申告書の写し（2年目以降）等）
疾病・障害	☐	☐	・診断書（原則市指定様式）又は障害者手帳の写しなど
介護・看護	☐	☐	・介護・看護状況申告書 【次のうちどれか一つを追加で添付】 ・介護保険被保険者証、障害者手帳、診断書（原則として市指定様式）の写し
就学（就学内定）	☐	☐	・在学証明書又は学生証（就学予定の場合は、合格通知等、就学予定であることがわかる書類）の写しをいずれか一点 ・時間割のわかる書類
妊娠・出産		☐	・母子健康手帳の表紙及び出産予定日が記載されたページの写し
求職活動・起業準備	☐	☐	・求職活動・起業準備についての状況申告書（誓約書）
その他	☐	☐	・保育課まで相談してください。

※パートナー等、未婚の同居人がいる場合は、その方の保育の必要性を確認する書類も必要です。

【状況に応じて必要な書類】

状況	父	母	必要な書類
令和８年度 <u>４月～８月</u> の入所希望で、 令和７年１月１日時点で市外に住民票のあった方	☐	☐	令和７年度課税証明書の写し
令和８年度 <u>９月～３月</u> の入所希望で、 令和８年１月１日時点で市外に住民票のあった方	☐	☐	令和８年度課税証明書の写し
市外から転入を予定している方	☐		転入先の売買契約書や 賃貸契約書の写し
	☐		転入に関する同意書
申請児童又は同居の家族が障害にかかる手帳の交付を受けている場合（障害にかかる施設等に入所しており、同居していない場合は除く）。	☐		療育手帳 又は障害者手帳の写し
次の条件が全て満たされている場合 ①市内在住者及び入所希望日までに転入される世帯である ②保護者に保育を必要とする要件がある（就労（就学）内定中、求職活動中及び育児休業中等の利用は除く） ③申込み児童が該当施設を、ひと月あたり 64 時間以上、有償で利用している ④申込み児童の該当施設の利用期間が、申込み締切日から起算して 30 日以上ある	☐		保育証明書（市指定書式）
ひとり親世帯、その他これに準ずる世帯※	☐	☐	次の書類のうちどれかひとつ ・戸籍謄本の写し ・児童扶養手当証書の写し ・福祉医療証の写し ・離婚届の受理証明書の写し
生活保護世帯	☐		生活保護受給証明書の写し
里親世帯	☐		次の書類のうちどれかひとつ ・里親名簿登録通知書の写し ・携帯型里親登録証の写し ・里親認定証の写し

※離婚調停中又は協議中の場合でも、裁判所や弁護士等の発行する書類など、ひとり親世帯に準ずる世帯であることを証明する書類をご提出いただくことで、ひとり親とみなして審査する場合があります。詳しくは保育課までお問い合わせください。

(15) 転園の申込みについて

転園とは、在籍している認可保育所等から別の認可保育所等へ籍を移すことを言います。現在の住民登録地や在園施設の所在地などで、申込種別が異なりますので、下記の表をご覧ください。なお、申込方法は郵送又は窓口（4月入所一次審査以外）にてお申し込みください。

住民登録地	在園施設	転園希望先施設	必要な書類	申込み先等
鎌倉市	鎌倉市内の認可保育所等	鎌倉市内の認可保育所等	・転園申込書 ・児童調査票 ・保育の必要性を確認する書類 (P.17 参照)	鎌倉市保育課
鎌倉市	市外の認可保育所等	鎌倉市内の認可保育所等		鎌倉市保育課
鎌倉市	鎌倉市内の認可保育所等	市外の認可保育所等	郵送又は窓口にて、申込み先の市区町村に締切日と必要書類を確認の上、申込み先の締切日の2週間前までに <u>鎌倉市保育課に提出</u> してください。	
鎌倉市外	市外の認可保育所等	鎌倉市内の認可保育所等	お住まいの自治体へ、鎌倉市への申し込み方法を確認してからお申し込みください。	

【注意事項】

- ・受付期間は、新規入所申込みと同様です。
- ・入所審査・利用調整において、転園が内定した場合、在園していた園には別の方が内定します。転園の内定後に辞退することはできません。くれぐれもお気を付けください。

(16) 諸注意

- 書類は全て黒のボールペンで記入してください。（こすると消えるペンは使用不可）
- 記入した内容に修正が必要な場合は、二重線で訂正した上で、空欄に正しい内容を記入してください。修正テープや修正ペンは使用しないでください。

(17) 育児休業中の方の転園の扱いについて

本来、育児休業中に、新たに保育所を利用する場合は、入所後1か月以内に復職することを必須としていることから、転園についても、内定した場合は、入所後1か月以内に復職することを条件とします。ただし、次の場合については、やむを得ない事情として、復職を求めないこととします。

- ①市内の2歳児クラスまでの地域型保育事業又は2歳児クラスまでの認可保育所を卒園し、3歳児クラスから転園する場合
- ②市外からの転入により、在籍している市外の施設への通園が困難となり、市内の認可保育所等を申し込まざるを得ない場合

(1) 申込みの内容を変更したい場合

申込みの内容の変更については、各入所申込の締切日までに、必要書類をご提出いただく必要があります。変更について、お電話で承ることはできません。必ず書面でお手続きいただきますようお願いいたします。

● 申込内容を変更したい場合

「保育所等入所申込変更届」をご提出ください。

(2) 保育要件を変更したい場合

保育要件の変更がある場合、判明次第、速やかに必要書類をご提出いただく必要があります。変更について、お電話で承ることはできません。必ず書面でお手続きいただきますようお願いいたします。

● 保育の要件に変更があった場合

「教育・保育給付認定変更申請書」及び各保育の要件に対応した書類をご提出ください。

(3) 申込みの内容を取り下げたい場合

申込みの内容の取下げについては、速やかに必要書類をご提出いただく必要があります。必ず書面でお手続きいただきますようお願いいたします。お手続きがされない場合、継続して審査が行われます。

● 申込みを取り下げたい場合

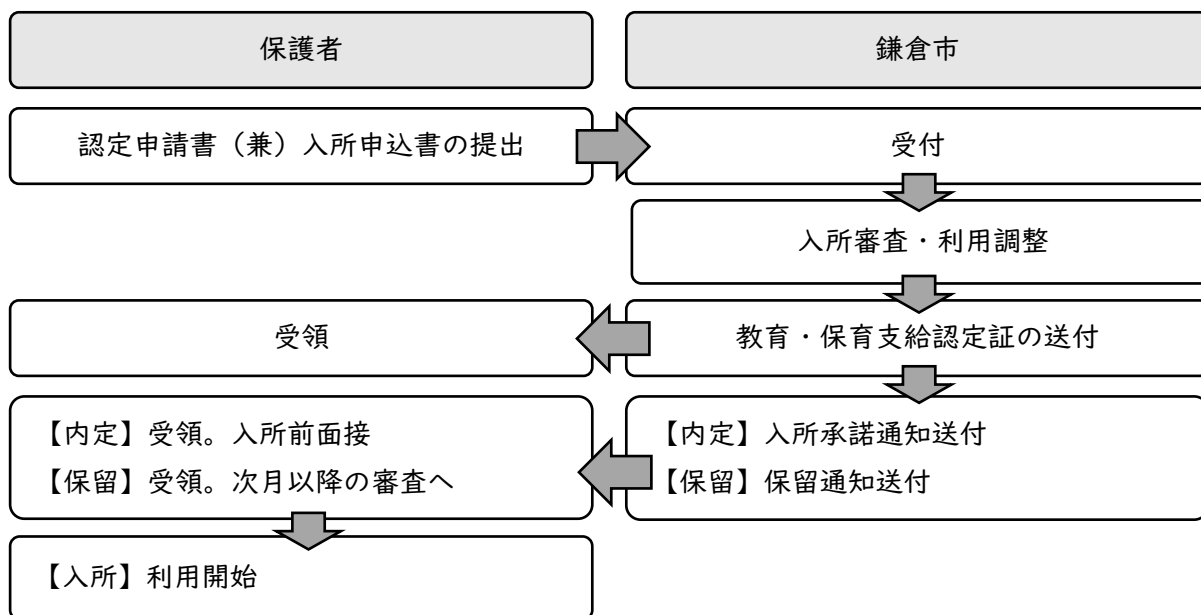
「保育所等入所申込取下届（入所内定辞退届）」をご提出ください。

5 利用調整（入所審査）について

利用調整（入所審査）は、利用調整基準表に従って算定した点数を基に行います。

なお、利用調整基準については年度ごとに見直しを行っています。

（１）申込みから入所までの流れ



注意点

- 4月の入所者の方には内定通知書（5月1日以降の内定の方には省略）を郵送の上、入所月の前月末までに教育・保育支給認定証や承認通知書を送付します。
- 提出書類等に不明な点がある場合は、電話・訪問等で調査を行います。
- 定員に空きがある場合、申込み締切日までに提出されている書類をもとに算定し、点数の高い方から順番に利用調整を行います。
- 希望された保育所等に空きがない場合や申込者が定員を上回り、選考の結果入所できなかった場合は、保留者となり、翌月以降に空きが出た時に選考の対象となります。
- 「教育・保育支給認定証」は、保育所等への入所の内定通知ではありません。
- 認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所及び家庭的保育所については「教育・保育支給認定証」を施設に提示し、施設と利用契約を結びます。

(2) 入所可否の結果について

入所審査の結果につきましては、次のとおり、発送します。

お電話等で結果を教えてほしいというお問い合わせにはお答え致しかねます。

なお、入所が保留となっている間に保育の必要性の事由が変更になった場合や、市外転出等により申込みを取り下げの場合は、必要な手続きがあります。必ず保育課までご連絡ください。

4月入所 (一次審査)	内定	内定通知を1月下旬(予定)に郵送でお送りいたします。 公立保育園に内定された場合は、面接のお知らせを後日郵送いたします。 民間保育所等に内定された方は、通知が届き次第、内定となった旨を施設にご連絡ください。その後、入所面接等、入所の準備を各施設とお進めください。 また、内定を辞退する場合は、通知に記載のある期日までに、<u>必ず保育課までご連絡の上、「保育所等申込取下届(入所内定辞退届)」を提出してください。</u> なお、転園の場合、転園を前提に次の入所者が決定していることから、<u>転園による内定の辞退はできません</u>。辞退した場合、現在入所している保育所等は<u>3月末日付で退所</u>となります。
	保留	入所内定とならなかった旨の通知を1月下旬(予定)に郵送でお送りいたします。なお、これはあくまでも一次審査の結果のお知らせであり、正式な通知は、全ての審査が終わる3月中旬(予定)に郵送でお送りいたします。 希望園の変更等を行う場合は、「保育所等入所申込変更届」を申込み締切日までにご提出ください。
5月入所以降	内定	入所が内定となった場合、入所月の前月10日頃(申込み締切日や審査状況に応じて変動することがあります。)にお電話にて内定の旨をご連絡いたします。 公立保育園に内定された場合は、保育課にて面接の日程を調整させていただきます。 民間保育所等に内定された方は、内定となった旨を施設にご連絡ください。その後、入所面接等、入所の準備を各施設とお進めください。 入所承諾通知は同月月末までに送付します。 また、内定を辞退する場合は、<u>保育課まで速やかにご連絡の上、「保育所等申込取下届(入所内定辞退届)」を提出してください。</u> なお、転園内定の場合、転園を前提に次の入所者が決定していることから、保育所等からの<u>転園による内定の辞退はできません</u>。辞退した場合、現在入所している保育所等は<u>転園内定月の前月末日付で退所</u>となります。
	保留	保留通知を入所希望月の前月20日頃に郵送でお送りいたします。(申込み締切日や審査状況に応じて変動することがあります。) なお、<u>保留通知は初月のみお送りしております</u>。以降、保留していることの証明が必要な場合には、保育課へお電話等にてご依頼ください。「保留証明」(様式は異なりますが、「保留通知」と同様の意味合いのものです。)を発行します。 希望園の変更等を行う場合は、「保育所等入所申込変更届」を各月の申込み締切日までにご提出ください。

(3) 利用調整基準について

鎌倉市利用調整基準表（令和8年度から適用）

(1) 基本点数					点	
番号	実施基準	保 護 者 の 常 態		点数		
				父	母	
1	就労 (就労内定者を含む)	月160時間以上勤務の者		20	20	
		月140時間以上、160時間未満勤務の者		19	19	
		月120時間以上、140時間未満勤務の者		18	18	
		月100時間以上、120時間未満勤務の者		17	17	
		月 80時間以上、100時間未満勤務の者		16	16	
		月 64時間以上、 80時間未満勤務の者		15	15	
		育児休業の延長を許容(調整点数は適用されない)		0	0	
2	求職活動中	就職活動中の者		12	12	
3	妊娠・出産	産前・産後の数箇月間保育の必要がある者			20	
4	疾病・負傷・障害	入院	1 箇月以上の入院	20	20	
		自宅療養	常時病臥(一日の大半を病床で過ごす場合)	20	20	
			慢性疾患等で医師から自宅での療養を指示されている	16	16	
		心身障害	身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A1、A2)、精神障害者保健福祉手帳(1～3級)の交付を受けている者	20	20	
			身体障害者手帳(3・4級)、療育手帳(B1、B2)の交付を受けている者	18	18	
			上記以外で心身に障害があり保育が困難な場合	16	16	
5	介護・看護	介護又は看護に要する時間を基に、就労の基準を準用		20～15	20～15	
6	災害復旧	災害の復旧に要する時間を基に、就労の基準を準用		20～15	20～15	
7	就学(就学予定者も含む)	就学に要する時間を基に、就労の基準を準用		20～15	20～15	
8	ひとり親世帯	ひとり親世帯その他これに準ずる世帯であり、保育を必要とする要件がある		40	40	
9	その他	前各項に掲げるものの他、保育を必要とする者		20	20	
(2) 調整点数					点	
	内 容				点数	
1	ひとり親世帯その他これに準ずる世帯(市内在住者及び入所希望日までに転入される場合のみ対象)。				20	
2	すでに兄弟姉妹が、市内の認可保育所、認定こども園(保育枠)、地域型保育事業を利用している又は地域型保育事業を卒園し、連携施設である幼稚園・認定こども園(幼稚園枠)を、利用していること(する予定であることを)を確認できた場合(転園申込みを除く)。				5	
3	兄弟姉妹同時に利用申請が出ている(2人以上)。				3	
4	申請児童が多胎児である。				3	
5	入所希望の年度の4月1日時点で、生計を一にする18歳未満の児童が3人以上の世帯。				2	
6	転園を希望している(申請児童が転園を希望している園に、兄弟姉妹が在園する園を含む場合又は市内転入により、市外の保育所等への通園が困難となる場合に限る)。				8	
7	前年度4月入所又は0歳児クラスで保育可能月齢が達する月に申込みをし、保留となっている(転園申込みを除く)。				2	
8	入所後、産前産後休業・育児休業から復職予定である又は入所前に、産前産後休業・育児休業を取得し、既に復職し、現在も就労要件を満たしている場合(転園申込みを除く)。				8	
9	市内在住者又は入所希望日までに転入する世帯であり、保育を必要とする要件があり、申込み児童が、認可外保育施設やベビーシッター、一時預かり、幼稚園の長時間預かり等を月64時間以上、有償で常態的に利用している(就労内定(就学予定)中、求職活動中及び育児休業中等の利用は除く)。				2	
10	市内の認可保育所・認定こども園(保育枠)・地域型保育事業で、保育士として就労(内定)している場合(月120時間以上)。				20	
11	市内の認可保育所・認定こども園(保育枠)・地域型保育事業で、保育士として就労(内定)している場合(月64時間以上、120時間未満)。				15	
12	市内の認可保育所・認定こども園(保育枠)・地域型保育事業で、看護師、栄養士又は調理師として就労(内定)している場合。				5	
13	市内の幼稚園及び地域枠が存在する企業主導型保育事業で、幼稚園教諭又は保育士として就労(内定)している場合。				10	
14	保護者が単身赴任や長期入院など昼夜問わずに不在であることが確定している場合。				2	
15	申請児童又は同居の家族が障害にかかる手帳の交付を受けている場合(障害にかかる施設等に入所しており、同居していない場合は除く)。				4	
16	生活保護法による被保護世帯である。				2	
17	里親委託が行われている児童である。				5	
18	市外居住者である(入所希望日までに転入される方及び(2)-10,11,12,13の加算対象となる場合は除く)。				-30	
19	児童福祉の観点から、特に保育の実施が必要と判断される場合。				30	
				(1) 基本点数 + (2) 調整点数 = 合計		点

鎌倉市利用調整基準表に関する案内

■ 点数の基準	
申込み締切日時点の状況が基準です。「申込み締切日時点の状況」とは、申込み締切日時点でご提出された書類の状況が、入所(希望)日まで維持されており、入所後もその状況が続く見込みがある場合です。 なお、育児休業中の方につきましては、入所後翌月1日までに復職することが申込みの前提となります。	
■ 計算方法	
【父の基本点数 + 母の基本点数】 + 【調整点数】 = 【利用調整点数】 希望順位(第1希望～)による判定をせず、各施設の希望者の中で、利用調整点数の高い者から選考します。 (例：第4希望であっても、第1希望の者より点数が高ければ第4希望の者を選考します。)	
■ 利用調整点数が並んだ場合は、市内居住者(入所希望日までに転入される方)を優先し、以下の順に審査会にて判断します。	
(1) 基本点数の合計が高い世帯 (4) 市民税所得割額の低い世帯(父母合算) ※新規申請者と転園申請者が同点となった場合、新規申請者を優先します。 ※同点時の調整項目で判断できない場合には、総合的に判断します。	(2) ひとり親世帯その他これに準ずる世帯 (5) 育児休業の最長期間がより短い世帯 (3) 希望施設順位の高い方 (6) 待機期間が長い世帯

■ 基準点数の備考	
(1)	父母共に、該当する項目の中で最も高い点数を基本点数とし、父母の合計指数の上限を40点とします。 未婚・事実婚でも保育にかかわるパートナーがいる場合は、ひとり親世帯には該当しません。それぞれの保育の必要性を確認する書類の提出が必要です。
(1)-1	常勤や非常勤、夜間等の就労形態にかかわらず、月64時間以上就労していることを基本とし、その就労時間(残業は含まない)によって、区分します。 就労内定者についても、就労予定時間によって、区分します。 なお、申込書補助票にて、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい」を選択した場合、調整点数は適用されず、0点で審査をします。また、本項目に該当する期間中は、待機期間にカウントしません。
(1)-9	(1)-1から(1)-8の項目に掲げるものの他、聞き取りや状況に応じて市が求める書類等で、保育を必要とする者と判断した場合、対象とします。
■ 調整点数の備考	
(2)-1	離婚予定など、ひとり親である状況を公文書等で証明できない場合や未婚・事実婚でも保育にかかわるパートナーと住んでいる場合は加算しません。
(2)-2	次の項目のどちらかひとつに当てはまる場合は加算の対象とします。なお、転園申込には加算しません。 ①入所希望月に、申請児童の兄弟姉妹が、鎌倉市内認可保育所等(2号・3号認定)に在園する場合 ②申込補助票の項目12のBにチェックがあり、申込児童の兄弟姉妹が地域型保育事業を卒園し、入所希望月に、連携施設である幼稚園・認定こども園(幼稚園枠)を利用していること(する予定であることを確認できた場合)。
(2)-4	(2)-3と同時に加算します。
(2)-7	次の項目のどちらかひとつに当てはまる場合は加算の対象とします。なお、育児休業の延長を許容していた場合には加算しません。 ①入所申込みされた前年度の4月入所において、新規申込みをして保留となっている。 ②申込補助票の項目4のA-1にチェックがあり、入所申込みされた前年度の5月以降、保育可能月齢が達する月に0歳児クラスの申込みをし、保留となっていることを確認できた場合。 ※本項目は令和9年度入所審査以降、廃止等を含め、見直しを行う予定です。
(2)-8	(2)-6と同時に加算しません。
(2)-9	次の条件が全て満たされている場合のみ加算します。なお、「常態的に」とは、希望する保育所等に入所するまでを意味します。 ①市内在住者及び入所希望日までに転入される世帯である ②保護者に保育を必要とする要件がある(就労(就学)内定中、求職活動中及び育児休業中等の利用は除く) ③申込み児童が該当施設を、ひと月あたり64時間以上、有償で利用している ④申込み児童の該当施設の利用期間が、申込み締切日から起算して30日以上ある
(2)-10, 11, 12	(2)-10, 11, 12は同時に加算しません。「保育士」には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条に規定される幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭及び施設長等を含みます。
(2)-14	申込時点から入所後も継続して不在であることが分かる場合のみ加算対象になります。
(2)-19	該当する条件はつぎのとおりです。 ・ブレップおおぞら保育園を卒園する児童が翌年度4月入所に認可保育所等への入所を希望する場合。 ・児童福祉の観点から、特に保育の実施が必要と判断される場合
■ その他利用調整に係る備考	
・提出書類の不備不足があった場合は、申込み締切日時点で揃っている書類のみで利用調整を行います。なお、保育を必要とする事由を証する書類が不足している場合は、基本点数は求職活動中として扱います。この場合、認定期間は3か月となります。	
・複数の施設を申し込んでいて、いずれかの施設に内定となった場合は、他の希望施設の利用調整は行いません。	
・申込締切日時点の状況から変更があった場合には、入所内定及び決定を取り消す場合があります。	
・内定を辞退した場合、もしくは申込を取下げた場合、これまでの待機期間も含め、申請は無効となります。辞退後及び取下げ後に、再度入所を希望する場合は、改めて申請が必要となります。	

■ 審査に必要な証明書類等について					
項目	必要証明書類名	項目	必要証明書類名	項目	必要証明書類名
(1)-1	就労証明書(法人化されていない自営業の場合は、スケジュール表及び開業届の写しもしくは確定申告書の写し(開業2年目以降は必須)等自営業を証明する書類も必要。)	(1)-6	災害の復旧についての証明書類(又は申立書)	(2)-10 (2)-11 (2)-12 (2)-13	保育士等として市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所、幼稚園等で就労(内定)していることのわかる就労証明書
(1)-2	求職活動・起業準備についての状況申告書(誓約書)	(1)-7	学生証(又は在籍証明書)の写し、時間割等の写し		
(1)-3	母子健康手帳の写し(表紙、分娩予定日の分かる部分)	(2)-1	離婚協議中・離婚調停中がわかる書類、戸籍謄本、児童扶養手当証書、福祉医療証、離婚届の受理証明書などのコピー		
(1)-4	診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等	(2)-8	就労証明書(育児休業・産休に関する記載のあるもの)	(2)-14	就労証明書、診断書等の状況のわかる書類
(1)-5	介護・看護要件の場合は併せて「介護・看護状況申告書」	(2)-9	保育証明書(子育てのための施設等利用給付認定を受けている場合も含む)	(2)-15	療育手帳、または障害者手帳

(1) ならし保育について

保育所等の入所後、お子さまが保育所等の生活に慣れるまで、短い保育時間から始めて徐々に通常の保育時間にしていく、いわゆる「ならし保育」を2週間程度行っています。

「ならし保育」期間中はお迎えの時間が早くなります。詳しくは各園にご確認ください。

なお、ならし保育は、園やお子さまの年齢、状況等によって異なるため、2週間以上になる場合もあります。また、転園の場合も「ならし保育」は必要です。

(2) 入所決定後に提出する書類について

保育の要件に応じて、入所後、以下の書類を各園又は保育課までご提出ください。

保護者の状況	必要な書類	提出期限
就労	なし※	-
育児休業から復職した場合	就労証明書（復職日が記載されたもの）	復職後1か月以内
就労内定	就労証明書	就労開始後1か月以内
求職活動	【就労先が決まるまで】 求職活動実績報告書	就労先が決まるまでの間、毎月、翌月10日まで
	【就労先決定後】 教育・保育給付認定変更申請書 就労証明書	認定終了日の2週間前まで ※就労は入所後3か月以内に開始してください。
疾病・障害	なし※	-
妊娠・出産	なし※	-
就学	なし※	-
就学内定	在学証明書又は学生証の写し 時間割のわかる書類	入学後1か月以内
介護・看護	なし※	-

※必要な書類が「なし」となっている場合、申込み時から変更がなければ書類提出は不要です。

ただし、就労先や就労時間の変更等がある場合は、改めて書類をご提出ください。

※保育要件が変更（就労要件で入所していたが、疾病・障害の要件になる等）になる場合は、保育の要件に応じた書類と「教育・保育給付認定変更申請書」をご提出ください。

（３）内定の取消等について

次の項目に該当すると判断したときは「内定取消」や「退所」となることがあります。

●審査の公平性を保てないとき

入所審査は、原則、基準日時点（申請締切日時点）の状況とそれを証明する書類に基づいて行いますが、入所希望月時点の状況と差異があれば、それに応じた基本点数などの配点を行います。申込後に、「就労時間の変更」「妊娠・出産」など家庭状況の変化があったにもかかわらず、保育課までお申し出がなかった場合は、審査の公平性が保てないと判断することがあります。

入所決定後についても、入所の利用調整の公平性を保つため、入所申請時の状況を、**原則６か月間維持**していただきますようお願いいたします。就労先の倒産等のやむを得ない事情で要件に変更が生じる場合は、速やかに保育課までその旨を申し出てください。

●安全にお子さんをお預かりすることができないと判断されたとき

アレルギーや認可保育所等で対応が必要な疾病、服薬、医療対応などが必要であるにも関わらず、事前に保育園の見学や申請書に正確な症状などを記載いただけない場合、内定後であっても、安全に保育できる体制が整わないと判断することがあります。

内定後であっても、入所までの期間にアレルギーの重症化、エピペン使用の開始、服薬種類の増加など、お子さんの成長、発達で変化がありましたら、速やかに保育課までその旨を申し出てください。

（４）入所の辞退について

入所内定後辞退をする場合は、速やかに保育課までご連絡の上「保育所等申込取下届（入所内定辞退届）」を提出してください。

辞退（申込の取り下げ）後、再度入所申込みをする場合は必要書類全てを揃えて改めて申込みが必要になります。

（５）退所について

転居や転園により、在園施設を退所する場合は、速やかに「保育所等退所願書」を提出してください。提出先は、在園施設又は保育課です。

なお、保育所等を退所する日程は月の末日のみとなります。月の途中で退所とすることはできませんので、ご注意ください。

7 保育料について

3歳児から5歳児クラスの子ども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスの子どもを対象に幼児教育・保育の無償化を実施しています。

認可外保育施設等に通っている場合も、保育の必要性があり、子育てのための施設等利用給付認定（新2号・新3号認定）を受けている場合は、利用料の一部が無償化の対象となります。

（1）市民税非課税世帯の場合

クラス	利用施設	保育の必要性	認定区分	保育料
0～2歳	認可保育所等	あり	3号認定	無償
0～2歳 満3歳	認可外保育施設	あり	新3号認定	一部無償 (42,000円/月を限度に市から償還)
		なし	該当なし	無償化対象外
	施設型給付 幼稚園	あり	1号認定 新3号認定	教育時間は無償。預かり保育は一部無償 (16,300円/月を限度に市から償還)
		なし	1号認定	教育時間のみ無償
	私学助成 幼稚園	あり	新1号認定 新3号認定	教育時間・預かり保育ともに一部無償 (教育時間は25,700円/月、預かり保育は16,300円/月を限度に市から償還)
		なし	新1号認定	教育時間は一部無償 (25,700円/月を限度に市から償還)
3～5歳	認可保育所等	あり	2号認定	無償
	認可外保育施設	あり	新2号認定	一部無償 (37,000円/月を限度に市から償還)
		なし	該当なし	無償化対象外
	施設型給付 幼稚園	あり	1号認定 新2号認定	教育時間は無償。預かり保育は一部無償 (11,300円/月を限度に市から償還)
		なし	1号認定	教育時間のみ無償
	私学助成 幼稚園	あり	新1号認定 新2号認定	教育時間・預かり保育ともに一部無償 (教育時間は25,700円/月、預かり保育は11,300円/月を限度に市から償還)
		なし	新1号認定	教育時間は一部無償 (25,700円/月を限度に市から償還)

※新1号～新3号認定については、別途、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

※施設等利用給付認定を受けていない満3歳以上の児童を対象とした多様な集団活動事業の利用支援補助金制度があります。詳細はこども支援課へお問い合わせください。

(2) 市民税課税世帯の場合

クラス	利用施設	保育の 必要性	認定区分	保育料
0～2歳	認可保育所等	あり	3号認定	0円～79,700円 保育所等保育料（利用料）月額表による
0～2歳 満3歳	認可外保育施設	あり	該当なし	無償化対象外
		なし		
	施設型給付 幼稚園	あり	1号認定	教育時間のみ無償
		なし		
	私学助成幼稚園	あり	新1号認定	教育時間のみ一部無償 (25,700円/月を限度に市から償還)
		なし		
3～5歳	認可保育所等	あり	2号認定	無償
	認可外保育施設	あり	新2号認定	一部無償 (37,000円/月を限度に市から償還)
		なし	該当なし	無償化対象外
	施設型給付 幼稚園	あり	1号認定 新2号認定	教育時間は無償。預かり保育は一部無償 (11,300円/月を限度に市から償還)
		なし	1号認定	教育時間は無償
	私学助成幼稚園	あり	新1号認定 新2号認定	教育時間・預かり保育ともに一部無償 (教育時間は25,700円/月、預かり保育は11,300円/月を限度に市から償還)
		なし	新1号認定	教育時間は一部無償 (25,700円/月を限度に市から償還)

※新1号～新3号認定については、別途、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

※施設等利用給付認定を受けていない満3歳以上の児童を対象とした多様な集団活動事業の利用支援補助金制度があります。詳細はこども支援課へお問い合わせください。

【コラム】施設等利用給付認定（新1号・新2号・新3号認定）について

施設等利用給付認定（新1号・新2号・新3号認定）は、私学助成幼稚園や認可外保育施設、預かり保育等のサービスを利用する児童を対象とした認定です。

教育・保育給付認定とは異なる制度ですので、施設等利用給付認定を受けたい場合は、別途「給付認定申請書」を提出いただく必要があります（遡及して認定することはできません）。

詳細は鎌倉市のホームページ（47ページに二次元コードがあります）をご確認ください。

新1号認定：私学助成幼稚園を利用する児童 → 詳細はこども支援課へ（0467-61-3904）

新2号認定：保育の必要性のある3歳児～5歳児クラスの児童

新3号認定：保育の必要性があり、かつ非課税世帯の0～2歳（満3歳児）クラスの児童

(3) 保育料の多子減免について

子育てにかかる経済的負担の軽減や国が掲げる共働き・共育での推進のため、市独自の制度として、第2子以降の保育料を無償化しています。

●対象となる児童

認可保育所等^{※1}やその他の施設^{※2}を利用している最年長の児童を第1子としてカウントし、保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業又は家庭的保育事業を利用している第2子以降の児童の保育料を無償化の対象にしています。

なお、市民税所得割の合算額が57,700円未満^{※3}の世帯については、年齢制限なく、第2子以降の保育料は無償です。

【例】小学生、5歳児クラス、1歳児クラス、0歳児クラスの子どもがいる場合

	利用施設	判定	保育料
第1子 (小学生)	小学校	対象外	対象外
第2子 (5歳)	認可保育所等	第1子	3～5歳児クラスのため無償
第3子 (1歳)	認可保育所等	第2子	第2子としてカウントするため無償
第4子 (0歳)	認可保育所等	第3子	第3子としてカウントするため無償

●多子減免に必要な手続きについて

必要な手続きが行われない場合、多子減免の適用ができないことがあります。

第1子としてカウントする児童が認可保育所等^{※1}を利用している場合

保育課で入所状況を把握できるため、手続き不要です。

第1子としてカウントする児童がその他の施設^{※2}を利用している場合

保育課では入所状況を把握できないため、第1子としてカウントする児童の保育証明書を保育課まで提出してください。

※1：保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業及び施設型給付幼稚園を指します。

※2：私学助成幼稚園、都道府県知事に届出のある認可外保育施設、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業、児童発達支援及び児童心理治療施設を指します。

※3：配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・市町村等に対する寄附金控除・住宅特定改修特別税額控除・認定長期優良住宅新築等特別税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・税額調整を考慮しません。

(4) 副食費の免除について

3歳児クラスから5歳児クラスに在園している児童の給食費のうち、副食費（おかず・おやつ代）が、以下のいずれかに該当する場合に免除となります。

0歳児クラスから2歳児クラスに在園している児童の給食費は月額保育料に含まれます。

●年収 360 万円未満相当世帯の児童

認定区分	所得など区分
2号認定	【ひとり親世帯等※¹ の場合】 市民税所得割額合算が 77,101 円未満※ ² 【それ以外の場合】 市民税所得割額が 57,700 円未満※ ²
1号認定	市民税所得割額合算 77,101 円未満※ ²

※1：ひとり親世帯並びに身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金等の受給者を有する世帯（いずれの場合も在宅の場合に限る）

※2：配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・市町村等に対する寄附金控除・住宅特定改修特別税額控除・認定長期優良住宅新築等特別税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・税額調整を考慮しません。

●所得階層に関わらず、第2子以降の児童

認定区分	所得など区分
2号認定	就学前のきょうだい※を上から順に数えた場合の第2子以降の児童
1号認定	小学3年生までのきょうだい※を上から順に数えた場合の第2子以降の児童

※認可保育所等又は幼稚園を利用している児童を指します。

(5) 保育料等の変更について

次の場合、保育料が変更、還付又は追加で徴収される場合があります。該当する場合、速やかに保育課までご連絡ください（これ以外にも、入所申請、現況調査時の内容から変更があった等の理由により保育料が変更になる場合があります）。

- ①市民税額が変更された
- ②世帯の状況に変更があった（結婚、離婚、祖父母との同所又は別居など）
- ③就労状況等の変更により、保育の必要時間が変更になる（退職等により標準時間認定から短時間認定に変更になるなど）

(6) 保育料等の注意点

認可保育所等では、実際の当園日数や登園時間に関わらず、定められた保育料をお支払いいただきます。里帰り出産や入院等により園をお休みした場合も同様となります。あらかじめご了承ください。

(7) 保育料額の算定及び納付について

保育料は、全ての保護者の市民税所得割額を合算し、その額に基づいて算定を行います。

4月～8月分の保育料は前年度の市民税所得割額で算定し、3月頃に郵便にてお知らせします。

9月～3月分の保育料は当年度の市民税所得割額で算定し、8月頃に郵便にてお知らせします。

ご自身の市民税所得割額は、市民税額の通知書や課税証明書によりご確認ください。不明な場合は、市民税所管課（鎌倉市の場合は市民税課）へお問い合わせください。

なお、保育料の算定にあたっては、配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・市町村等に対する寄附金控除・住宅特定改修特別税額控除・認定長期優良住宅新築等特別税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・税額調整を考慮しません。

●他市町村や国外から鎌倉市に転入する（した）方

保育料の算定に用いる市民税所得割額は、4月～8月分は前年の1月1日時点、9～3月分は当年の1月1日時点で居住していた市町村が決定しています。

必要に応じて課税証明書の提出を求めていますので、必ず提出してください。

なお、国外に居住していた方は、算定期間に応じた収入の証明をしていただきます。詳しくは保育課までお問い合わせください。

●市民税所得割額が不明、又は世帯の状況に疑義がある等で保育料を算定できないとき

世帯や収入の状況に関わらず、市民税所得割額 515,000 円以上の世帯として仮算定します。

●保育料の納付方法

利用する施設によって異なります。

認可保育所を利用する場合

金額は鎌倉市が決定します。公立、私立保育所を問わず、鎌倉市にお支払いいただきます。毎月末日までに納付してください。

（12月25日を末日とし、末日が土日祝日の場合は翌平日を末日として扱います。）

鎌倉市では、口座振替による納付を推奨しています。

詳細については入所決定後、保育料の決定通知とともにお知らせします。

【注意】延滞金及び滞納処分について

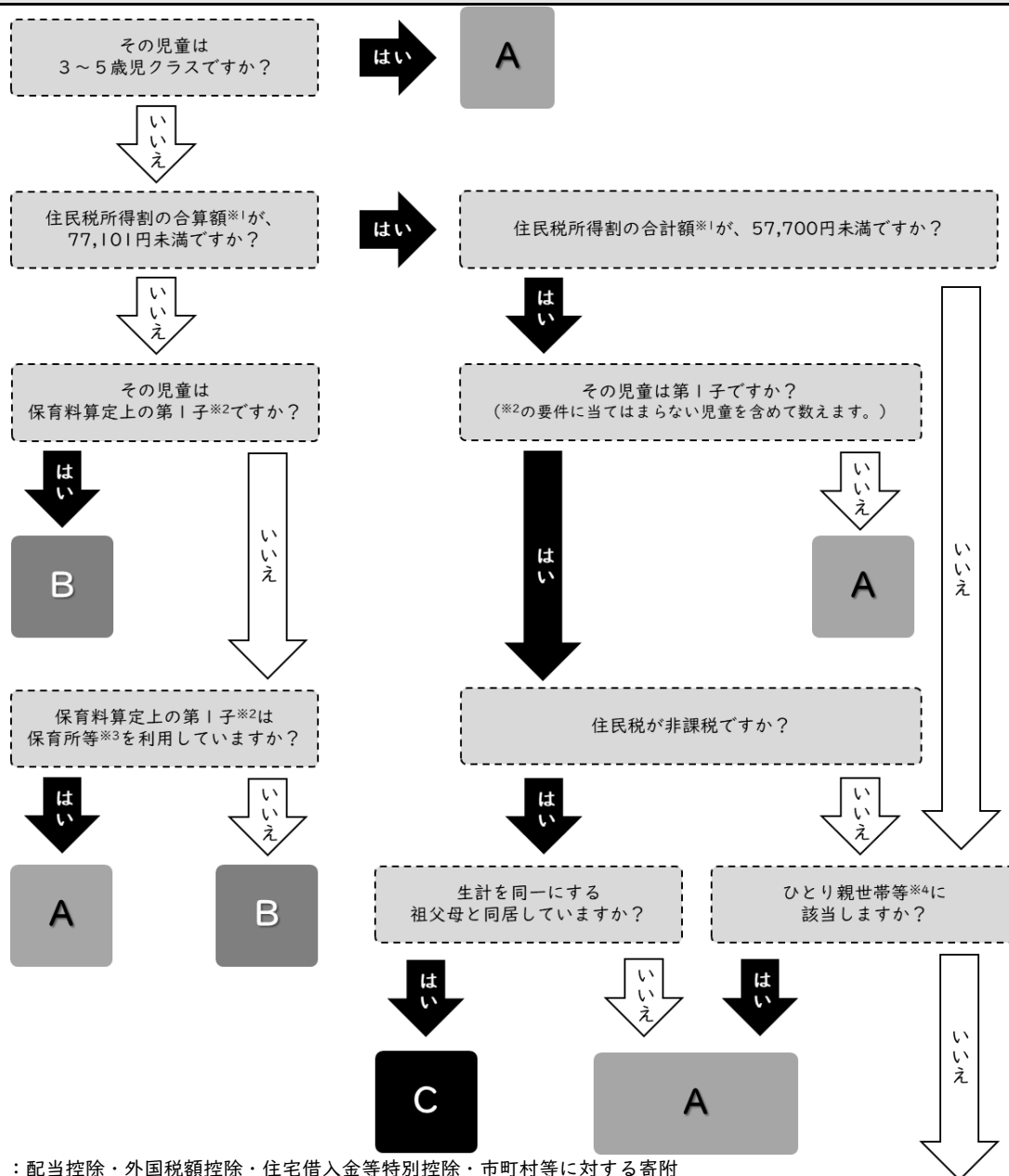
納期限までに保育料（利用料）を納めないと、地方自治法第231条の3第1項、第2項及び鎌倉市債権管理条例に基づき督促状が発送され、延滞金が徴収されます。

督促状の指定期限までに完納されない場合は、財産の差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。

認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業を利用する場合

金額は鎌倉市が決定しますが、保育料は入所されている施設へ直接お支払いいただきます。各施設からのご案内をお待ちください。

●保育料算定チャート



※1：配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・市町村等に対する寄附金控除・住宅特定改修特別税額控除・認定長期優良住宅新築等特別税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・税額調整は対象外

※2：認可保育所等※3を利用している児童

※3：保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、幼稚園、都道府県知事に届出のある認可外保育施設、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業、児童発達支援及び児童心理治療施設

※4：ひとり親世帯並びに身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金等の受給者を有する世帯（いずれの場合も在宅の場合に限る）

A	保育料は無償です。
B	市民税所得割額に応じた保育料をお支払いください。
C	祖父母のうち、市民税所得割の額が高い方の階層に応じた保育料をお支払いください。

(8) 令和8年度保育所等保育料（利用料）月額表

対象年齢 ^{※1}	0歳児～2歳児クラス		3歳児～5歳児クラス	
認定区分	3号認定児童、2号認定児童		2号認定児童	1号認定児童
利用施設	保育所等・ 認定こども園の保育部分		保育所等・ 認定こども園の 保育部分	幼稚園・ 認定こども園の 幼稚園部分
保育必要量	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間	教育標準時間

(単位:円)

国階層	市階層	定義 ^{※2}	保育料（利用料）月額	
1	1	被保護世帯	0	0
2	2	市民税非課税世帯	0	0
3	3	市民税均等割のみの世帯	6,700	6,600
	4	市民税所得割 48,600円未満	9,000	8,900
4	5	市民税所得割 48,600円～64,800円未満	12,700	12,500
	6	市民税所得割 64,800円～80,900円未満	17,200	16,900
	7	市民税所得割 80,900円～97,000円未満	21,600	21,200
5	8	市民税所得割 97,000円～121,000円未満	26,600	26,100
	9	市民税所得割 121,000円～154,000円未満	33,700	33,100
	10	市民税所得割 154,000円～169,000円未満	40,600	39,900
6	11	市民税所得割 169,000円～213,000円未満	45,100	44,300
	12	市民税所得割 213,000円～257,000円未満	49,500	48,700
	13	市民税所得割 257,000円～301,000円未満	52,800	51,900
7	14	市民税所得割 301,000円～333,000円未満	54,700	53,800
	15	市民税所得割 333,000円～365,000円未満	56,800	55,800
	16	市民税所得割 365,000円～397,000円未満	59,000	58,000
8	17	市民税所得割 397,000円～456,000円未満	65,900	64,800
	18	市民税所得割 456,000円～515,000円未満	72,800	71,600
	19	市民税所得割 515,000円以上	79,700	78,300

0

○ 上記保育料（利用料）月額表は、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、幼稚園（施設型給付園）のいずれかを利用し、市内に住所を有する児童の保育料について定めるものです。なお、家庭的保育事業については上記表の額に10分の7を乗じた金額（100円未満切捨て）とします。

○ 0歳児～2歳児クラスの児童について、給食費は保育料に含まれます。延長保育料は含まれません。
3歳児～5歳児クラスの児童について、保育料は無償化（0円）されていますが、給食費や延長保育料は別途徴収されます。
また、利用施設によっては保育料以外の費用が掛かります。詳細は各利用施設にお問い合わせください。

○ 市民税所得割合算額が77,101円未満のひとり親世帯及び同居の障がい者がいる世帯については、保育料は無償です。

○ 同一世帯で就学前の児童が2人以上保育所等^{※3}を利用している場合、年齢順に2人目以降の保育料は無償です。
また、市民税所得割合算額57,700円未満の世帯については、年齢制限なく、第2子以降の保育料は無償です。

○ 保育料が無償の場合でも、保育料算定に係る租税資料（課税証明書等）の提出が必要です。

多子世帯減免の
詳細は市HPへ→



※1 この表の対象年齢とは、保育の実施の日の属する年度の4月1日における年齢のことを言います。なお、1号認定に關してのみ、満3歳に達した児童は3歳児として保育料の算定を行います。

※2 4月分～8月分は前年度の市民税所得割額、9月分～翌年3月分は当年度の市民税所得割額を基に算定します。
ご自身の市民税所得割額については、市民税額の通知書や課税証明書をご確認ください。
算定にあたっては、配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・市町村等に対する寄附金控除・住宅特定改修特別税額控除・認定長期優良住宅新築等特別税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・税額調整を考慮しません。

※3 保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、幼稚園、都道府県知事に届出のある認可外保育施設、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業、児童発達支援及び児童心理治療施設を言います。
なお、保育課でこれらの施設の利用状況を確認できないことがあります。その場合、利用状況について保護者の方からお申し出いただく必要がありますので、鎌倉市保育課までお問い合わせください。
（都道府県知事に届出のある認可外保育施設については、鎌倉市独自の制度として令和6年度（2024年度）から対象に追加しています）

8 保育所等に入所後の手続きについて

(1) 上の児童が保育所等に在園していて、下の児童の保育所等の入所が決定した場合

育児休業を取得されていることを理由として既に保育所等に在園している上の児童がいる場合、下の児童が入所した月の翌月1日（休日の場合は翌平日）までに復職することが必要です。それに伴い、上の児童についても、下の児童が入所される月に保育の要件を変更する必要があります。

なお、教育・保育給付認定は毎月1日から変更となります。入所が決まり次第速やかに、「教育・保育給付認定変更申請書」を入所施設又は保育課までご提出ください。

【例】令和8年6月から下の児童が保育所等に入所内定となった場合。

この場合、上の児童は令和8年6月から「就労」要件に変更になります。速やかに手続きを行ってください。

(2) 上の児童が保育所等に在園していて、産前産後休業や育児休業を取得する場合

既に上の児童が保育所等に在園しているときに、産前産後休業を取得する際は、保育要件が「妊娠・出産」となることから、支給認定の変更の手続きが必要になります。産前産後休業期間中の認定区分は保育標準時間となりますが、育児休業期間中は、認定区分が保育短時間に変更になります。

なお、在園児童の保育期間は下の児童が2歳となる月の末日までです。ただし、2歳となる月までに保育所等の入所申込みを行い、入所できなかった場合は、その年度末（3月31日）まで在園可能です。

必要書類及び手続きについては以下の通りです。

産前産後休業を取得する	「教育・保育給付認定変更申請書」と、母子健康手帳の表紙の保護者名がわかるページ及び分娩予定日のわかるページのコピーを、入所施設又は保育課までご提出ください。 認定の期間は、分娩予定日の6週（多胎妊娠の場合にあっては14週）間前の属する月の1日から出産日の8週間後の属する月の末日までです。
育児休業を取得する	出産後、育児休業期間が記載された「就労証明書」及び「教育・保育認定変更申請書」を、入所施設又は保育課までご提出ください。 認定の期間は、産後休暇の末日の属する月の翌月1日からです。

(3) 在園児童の保育の要件が変わる場合

保育の要件が変わる場合は、変わることが分かった時点で、速やかに「教育・保育認定変更申請書」と保育の要件を証明する書類（17ページ参照）を入所施設又は保育課までご提出ください。特に保育の必要量（保育標準時間及び保育短時間）に変更がある場合、延長保育となる時間も変わりますので、必ず事前に入所施設又は保育課までお問い合わせいただくようお願いいたします。

(1) 一時預かり事業

保護者の仕事や病気、出産、リフレッシュなどで、一時的に保育が必要な場合に保育園を利用できます。利用できる日や時間、利用料金については園ごとに異なります。また、利用料の他に給食費等がかかります。

詳細は、直接施設にお問い合わせください。

(2) 病児・病後児保育事業

【病児保育】

子どもが病気の「回復期に至らない場合」であり、当面の症状の急変が認められない場合に子どもを専用スペースで一時的に保育する事業です。

【病後児保育】

子どもが病気回復期にあるが、家庭での看護が困難であり、かつ集団生活（通園、通学）が困難な場合に子どもを専用スペースで一時的に保育する事業です。

下記施設は、病児・病後児どちらのお子さまもお預かりしています。

お申込み方法、空き状況、保育料等の詳細については、施設へ直接お問い合わせください。

なお、いずれの施設も土日祝日は保育を実施していませんので、ご注意ください。

施設名	所在地	電話	開設時間	保育年齢
かまくらファミリークリニック 病児保育トコトコ	由比ガ浜 2-6-20-202	0467-38-9009	病児・病後児 8時30分～18時	6か月 ～12歳
Naste 大船	大船 1-7-28 STK ビル 502	0467-73-8441	病児 8時30分～18時 病後児 7時30分～18時	

(3) 休日保育事業

教育・保育給付認定の2号又は3号の認定を受けており、保護者の仕事等（就労・就学・職業訓練など）の都合で日曜日や祝日に保育が必要となる方は、「休日保育」をご利用いただけます。

なお、利用には事前登録が必要です。詳細は施設へ直接お問い合わせください。

施設名	所在地	電話	開設時間	保育年齢
山崎保育園	山崎 1148	0467-45-6440	8時～18時	離乳食完了後の 0歳児～5歳児

10 鎌倉市認可外保育施設等利用料補助金について

(1) 概要

市内の認可保育所等の入所が保留となり、認可外保育施設などを利用し、復職等をしているご家庭の経済的負担を軽減するため、認可保育所等に入所するまでの間にかかる認可外保育施設等の利用料の一部を補助します。

(2) 対象となる施設

認可外保育施設（都道府県知事に届出のあるものに限る）及び一時預かり

(3) 補助金額

月あたりの認可外保育施設等の利用料と仮算定保育料※を比較して、認可外保育施設等の利用料が高額の場合、差額を補助します（上限2万円）。

※児童が認可保育所等に入所した場合に当該年度の4月分として算定される保育料をいい、市が算出します。

(4) 補助条件

①	保護者が市内の認可保育所等に入所を希望し、利用保留となっていること
②	利用保留となっている期間に、就労、就学等により、認可外保育施設等を利用していること（利用保留により、引き続き育児休業を延長している期間や求職活動期間は除く）
③	認可外保育施設等の利用料の支払いが確認できること
④	対象児童が0歳児～2歳児クラスであること
⑤	鎌倉市内にお住いの課税世帯であること

※所得や税の申告を行っていない場合、仮算定保育料を算出することができないため、補助金の交付対象外となります。また、非課税世帯の場合は、施設等利用給付認定（新3号認定。47ページに二次元コードがあります）をご活用ください。

※原則として、内定後、入所を辞退した上で、改めて入所申込を行い、保留児童となっている場合は補助対象とはなりません。

(5) 仮算定保育料の計算・申請方法等

鎌倉市 HP を確認の上、まずは仮算定保育料の計算を申請してください。

※申請できる方は、認可保育所等の入所が保留となっている方に限ります。
これから保育所等の利用を申し込まれる方の申請はできません。

詳細は市 HP へ



11 よくある質問

(1) 相談全般

Q1	保育園の入所について相談したいです。 保育課の窓口に行こうと思いますが、予約は必要ですか？
A1	窓口までお越しいただく場合、予約は必要ありません。 鎌倉市役所本庁舎1階31番窓口で、直接お申し出ください。 ※可能な限り、9時～12時、13時～17時の間にご来庁願います。 窓口が混みあう可能性もありますので、時間に余裕をもってお越しください。

Q2	保育園の入所について相談したいです。 市役所まで遠いので窓口に行くのは大変なのですが、どうしたらいいですか？
A2	電話、メール、オンライン相談（予約制）がご利用いただけます。 【電話の場合】 開庁日に0467-61-3894へおかけください。 【メールの場合】 kodomo@city.kamakura.kanagawa.jp までお送りください。 なお、返信にお時間をいただく場合があります。 【オンライン相談の場合】 LINEビデオ通話による予約制のオンライン相談を承っています。 対応時間は開庁日の9時～12時、13時～17時です。 kodomo@city.kamakura.kanagawa.jp まで予約のメールをお送りください。 件名は「オンライン相談希望」とし、本文には以下の内容を記載してください。 ①児童氏名（ふりがな） ②保護者氏名（ふりがな） ③相談したい内容 ④ご希望の相談日時（上記の対応時間のうち、候補を3つ挙げてください） 保育課にて日程調整の上、その後の流れをご返信いたします。

Q3	開庁日、開庁時間はいつですか？
A3	平日の8時30分から17時までです。 なお、保育課では、土曜日、日曜日及び祝日の窓口対応は致しかねます。 また、12月29日から1月3日は閉庁日ですのでご注意ください。 ※可能な限り、9時～12時、13時～17時の間にご来庁願います。 窓口が混みあう可能性もありますので、時間に余裕をもってお越しください。

(2) 教育・保育給付認定、保育を必要とする事由について

Q 1	保育標準時間の認定を受けた場合、月曜日から土曜日まで、保育所等が開所している間はずっと子どもを預けることができるのでしょうか？
A 1	保育所等を利用できるのは、保護者の方が保育できない時間のみとなります（就労の場合、就労時間＋通勤時間）。全ての時間を預けることはできません。 預かり時間については、在園施設の施設長等と相談してください。

Q 2	1日6時間の勤務ですが、通勤に片道1時間半かかります。 保育短時間認定の時間内にはお迎えに行けないのですか？
A 2	通勤時間と就労時間を合わせて8時間を超える場合や、勤務のシフト等により恒常的に保育短時間の時間を超えての預かりが必要な場合は、保育標準時間として認定できることがありますので、まずは保育課へご相談ください。 なお、既に保育短時間の認定を受けている場合は、変更手続きを行っていただく必要があります。 また、実際の預かり時間については、通勤時間と就労時間のみとなります。

Q 3	別の要件で教育・保育給付認定を受けていましたが、就労を開始しました。必要な手続きはありますか？
A 3	教育・保育給付認定の要件を就労に変更する必要があります。 速やかに「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」及び「就労証明書」を、在園施設又は保育課までご提出ください。

Q 4	「就労」要件で教育・保育給付認定を受けましたが、転職を考えています。 何か必要な手続きはありますか？
A 4	就労と求職活動を並行して行う場合は、新しい就労先が決まり次第、「就労証明書」を提出してください。保育の必要量（保育標準時間及び保育短時間）が変わる場合は「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」の提出も必要です。 就労をやめて求職活動を行う場合は、「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」及び「求職活動・起業準備についての状況申告書（誓約書）」を提出してください。 この場合、原則として保育短時間認定となります。 なお、就労要件で入所した場合、入所の利用調整の公平性を保つため、入所申請時の状況を原則6か月間は維持していただきますようお願いいたします。

Q5	「就労」要件で教育・保育給付認定を受けましたが、病気になり療養が必要になりました。どうすればいいですか？
A5	教育・保育給付認定の要件を疾病・障害に変更する必要があります。 速やかに「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」及び診断書（市指定様式）や障害者手帳の写し等を在園施設又は保育課までご提出ください。

Q6	鎌倉市に提出する診断書について、医療機関が発行した様式でも構いませんか？
A6	鎌倉市指定の様式に記載されている内容が網羅されているのであれば、医療機関が発行したものでも構いません。

Q7	保育の要件が変わる場合、どうすればいいですか？
A7	既に保育所等を利用している場合は、速やかにその旨を利用している保育所等にお申し出頂いた上で、「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」及び保育要件を確認する書類（17 ページ参照）を提出してください（提出先は在園施設又は保育課）。 まだ保育所等に入所していない場合は、速やかに保育課まで「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」及び保育要件を確認する書類（17 ページ参照）を提出してください。

Q8	保育標準時間認定から保育短時間認定に変更したいです。
A8	既に保育所等を利用している場合は、その旨を保育所等にお申し出頂いた上で、「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」を提出してください（提出先は在園施設又は保育課）。 まだ保育所等に入所していない場合は、保育課まで「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」を提出してください。

Q9	保育短時間認定から保育標準時間認定に変更したいです。
A9	保育を必要とする事由が、保育標準時間として認定できるものであれば可能（5 ページ参照）ですので、まずはご自身の保育を必要とする事由を確認してください。 既に保育所等を利用している場合は、その旨を在園施設にお申し出頂いた上で、「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」を提出してください（提出先は在園施設又は保育課）。 まだ保育所等に入所していない場合は、保育課まで「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」を提出してください。 なお、必要に応じて、その他の書類の提出を求めることがあります。

(3) 保育所等の利用申請について

Q 1	子どもに同世代の友達をつくってあげたいので、保育園に入れてあげたいのですが。
A 1	保育を必要とする要件（5 ページ参照）がない場合、保育所等の申込み及び利用はできません。 保育を必要とする要件がない場合は、子育て支援センター、幼稚園、認定こども園の教育部分（幼稚園部分）等の施設の利用をご検討ください。

Q 2	父親は就労していますが、母親はいわゆる専業主婦です。 子どもを預けたいのですが、保育園を使うことはできますか？
A 2	保育を必要とする要件（5 ページ参照）がない場合、保育所等の申込み及び利用はできません。 保育を必要とする要件がない場合は、幼稚園（認定こども園の教育部分を含む）、一時預かり、ファミリーサポート等の利用をご検討ください。

Q 3	保育所等を利用していない3歳の子どもと0歳の子どもがいて、今は0歳の子どもの育児休業を取得しています。3歳の子どもだけ入所の申込をして、内定が出た場合、育児休業を取得したまま在園し続けることはできますか？
A 3	できません。 育児休業中のお申込みの場合、入所後、原則1か月以内に復職をすることが必要になります。

Q 4	保育所等の見学をしないと申し込むことはできませんか？
A 4	保育所等によって保育内容や必要な費用等が異なりますので、事前に見学の上、確認していただくことを強くお勧めしています。 お子さまが毎日生活する場になりますので、入園後に思っていたものと違ったと思われることがないよう、保護者の方が納得した園にお申込みください。 また、お子さまにアレルギーやある等の場合は、施設の対応状況を確認する意味でも、必ず見学いただくようお願いいたします。 なお、見学が必須の保育所等については、見学をしていない場合、入所の決定ができませんことがあります。

Q 5	見学に行く際には事前に連絡が必要ですか？
A 5	事前に直接施設へお問い合わせの上、日程を調整してから見学に行ってください。

Q 6	見学すると入園しやすくなりますか？
A 6	関係ありません。利用調整基準表に基づき点数の高い方から順番にご案内いたします。なお、見学が必須の保育所等については、見学をしていない場合、入所の決定ができないことがあります。

Q 7	少しでも早く申し込んだら入園しやすくなりますか？
A 7	関係ありません。入所希望月の締切日までに必要な書類を揃えていただき、余裕をもってお申し込みください。利用調整基準表に基づき点数の高い方から順番にご案内いたします。

Q 8	絶対に入園させたいです。何か入園しやすくなるコツはありませんか？
A 8	ありません。 利用調整基準表に基づき点数の高い方から順番にご案内いたします。

Q 9	希望保育所の欄を1園だけにしたら入園しやすくなりますか？
A 9	関係ありません。 申込み締め切り後に急な退所者が出る場合や、審査を行う中で空きができる場合もありますので、ご希望される保育所等は全て記載することをお勧めします。

Q 10	希望保育所の欄は全て記入しなければならないのですか？
A 10	全てを埋める必要はありません。 入所申込書の希望保育所欄に入りきらない場合は、希望園記入欄の下部のチェック欄にチェックをいれていただいた上で、余白又は別紙（任意様式）に記載をお願いします。記入された園のみ審査を行います。

Q 11	希望している保育所に空きがないのですが、申込はできますか？
A 11	空きのない施設についても、お申込みいただけます。 申込み締め切り後に急な退所者が出る場合や、審査を行う中で空きができることもありますので、ご希望される保育所等は全て記載することをお勧めします。

Q 12	申請に必要な書類が申込み締切日までに提出できない場合、どうなりますか？
A 12	申込締切日までに必要書類（就労証明書や診断書、保育証明書等）が提出されない場合、締切日時点で揃っている書類のみで審査を行います。例えば就労証明書が締切日時点で提出されていない場合は、利用調整基準上、基本点は最低点数となり、育児休業等を取得していても調整点数の加点がされません。 締切日以降に提出された書類は、次回の審査から利用調整点数に反映されます。

Q13	書類を提出したあと、就労先からコピーを提出するように言われました。コピーを取っていないので、書類を返してもらうことはできますか？
A13	一度ご提出いただいた書類は返却できません。 また、保育課でコピーをお取りしてお渡しすることもできません。 育児休業給付金の申請等で申請書類のコピーが必要となる可能性があるため、必ず書類を提出する前に、自宅保管用のコピーをお取りください。

Q14	申込みはいつまで有効ですか？
A14	一度提出された保育所等の申込みは、取下げない限り、同年度内（3月末日まで）有効となり、最初に入所の申込を行った審査月から3月の例月入所までは継続して審査対象となります。 次年度も引き続き利用の希望がある場合には再度申し込みが必要となりますのでご注意ください。

Q15	申込みを取下げたいのですが。
A15	保育課へ「保育所等入所申込取下届（入所内定辞退届）」をご提出ください。

Q16	申込みしましたが、保留になりました。何か手続きは必要ですか？
A16	家庭状況や就労状況等に変更があった場合は、保育課に問合せの上、必要な手続きを行ってください。 なお、次年度も引き続き利用の希望がある場合には再度申し込みが必要となりますのでご注意ください。

Q17	申込み後に認可外保育所等に預けて就労等を開始した（復職した）場合、何か手続きは必要ですか？
A17	引き続き、認可保育所等の入所審査をご希望であれば、「保育証明書」及び「就労証明書」等の提出が必要です。点数が変更になる場合がありますので、速やかに保育課へご提出ください。 認可外施設等利用補助金をご利用される場合は、P.36をご覧ください。

Q18	きょうだいで申し込みます。書類は全きょうだい分必要ですか？
A18	「教育・保育給付認定申請書（兼）入所申込書」、「児童調査票」、「保育所等の入所に関する確認票」、「申込書補助票」は人数分必要です。 保育の必要性を確認する書類（就労証明書等）についても人数分必要ですが、原本とそのコピーでも構いません。

Q19	鎌倉市民です。 市内の保育所等と、市外の保育所等を併願したいのですが、可能ですか？
A19	可能です。ただし、市内の保育所等の申込みと、市外の保育所等の申込みはそれぞれ分けていただく必要があります。 また、希望先の市区町村によって必要書類や締切日等が異なることがありますので、あらかじめ利用希望先市区町村にご確認の上、希望先の市区町村の申込締切日の2週間程度前までに鎌倉市保育課へ申込みをお願いします。

Q20	入所受入れ枠が知りたいです。 どこで確認できますか？
A20	鎌倉市ホームページ(47ページに二次元コードがあります)からご確認ください。 また、保育課窓口にも備え付けがあります。

Q21	入所受入れ枠の公開はいつですか？
A21	4月入所一次審査は9月下旬の公開を予定しています。 4月入所二次審査は1月下旬の公開を予定しています。 5月入所以降は、入所希望月の2か月前の20日頃(例えば5月入所を希望する場合、3月20日頃)に公開します。

Q22	市ホームページ上で、入所受入れ枠が更新されていないようですが？
A22	ご利用になられているwebブラウザの履歴やキャッシュを削除していただき、改めてページを読み込んでいただくと改善されることがあります。 上記を試しても更新されない場合は、保育課へお問い合わせください。

(4) 利用調整・入所審査について

Q1	入所はどのように決定するのですか？
A1	利用調整基準表に従って算定した点数を基に、各施設の希望者の中で利用調整点数の高い順に決定します。 この際、希望順位(第1希望～)による判定は行いません。

Q2	点数はどのようにつけられますか？
A2	利用調整基準表に従って算定します。 (1) 基本点数は、父母でそれぞれ1項目のみ点数がつきます。 (2) 調整点数については、世帯全体で該当する部分が加点・減点されます。 基本点数と調整点数の合計が高い方から内定となります。

Q 3	同点の場合どうなりますか？
A 3	利用調整基準が同点で並んだ場合は、市内居住者(入所希望日までに転入される方)を優先し、以下の順で優先度について判断します。 ①基本点数の合計が高い世帯 ②ひとり親世帯その他これに準ずる世帯 ③希望施設順位の高い方 ④世帯収入が低い世帯 ⑤育児休業の最長期間がより短い世帯 ⑥待機期間が長い世帯 なお、新規申請者と転園申請者が同点、かつ転園申請者が調整点数の項目 6 番に該当していない場合は、新規申請者を優先します。

Q 4	利用調整基準点数をつける際の基準日はいつですか？
A 4	申込み締切日時点を基準日とします。 なお、申込時点の状況から変更があった場合には、入所内定及び決定を取り消す場合があります。変更がある場合には、速やかに鎌倉市保育課へご連絡ください。

Q 5	「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい」の欄にチェックをつけて申請した場合、必ず保留になりますか？
A 5	利用調整基準表の基本点数が 0 点となり、調整点数は適用されませんが、希望する保育所等に空きがある場合は入所内定となることがあります。 入所内定となった場合、例え内定を辞退したとしても、保留通知書の発行はできませんのでご了承ください。 また、この項目が有効な期間中は待機期間として数えません。

Q 6	内定が出ましたが、辞退したいです。どうしたらいいですか？
A 6	速やかに保育課までご連絡の上「保育所等申込取下届（入所内定辞退届）」を提出してください。 再度入所を希望する場合は、必要な書類を全て揃えていただき、改めて申込みをしていただく必要があります。 なお、辞退後に再度申込みをした際は、前年度、に待機となっても待機期間には数えませんので、調整点数の加点はされません。

(5) 入所後について

Q 1	入所したので育児休業から復職しますが、いつまでに復職すればいいですか？
A 1	復職は、入所月の翌月の 1 日（休日の場合は翌平日。4 月入所の場合は 5 月の GW 明け）までです。必ずその日までに復職し、復職次第、復職月の末日までに、育児休業が終了した旨記載された就労証明書を、在園施設又は保育課へ提出してください。 【例】 6 月 1 日に入所した場合 ① 7 月 1 日までに復職。 ② 復職した後、7 月末日までに就労証明書を提出。

Q 2	育児休業中で復職予定ですが、もし退職した場合、どのようになりますか？
A 2	復職予定で入所が内定した場合、1 か月以内に復職することが入所するための条件ですので、内定取消又は退所となります。 なお、利用調整の公平性を欠くため、求職要件に切り替えて入所することはできません。 入所申込時点から状況が変わった場合はすぐに保育課までご連絡ください。

Q 3	ならし保育が必要と言われましたが、ならし保育の時間にお迎えに行けません。 ならし保育を行わないことはできますか？
A 3	ならし保育は、お子さまが保育所等の生活に慣れるため、既に保育所の入所経験があるお子さまであっても必ず行います。 ならし保育期間中のお迎えについては事前に保育所等と調整の上、祖父母、ファミリーサポート、ベビーシッター等の利用をご検討ください。

Q 4	求職活動要件で入所しました。 いつまでに就労を開始すればいいですか？
A 4	入所後、認定期間の終了日の 2 週間前までに就労証明書を提出し、入所日から 3 か月以内に月 64 時間以上の就労を開始してください。 就労が開始されない場合、退所となります。

Q 5	妊娠・出産の要件で入所した場合、別の要件で入所の継続はできますか？
A 5	できません。 妊娠・出産要件で入所した場合は、入所可能期間は「出産予定日の6週（多胎妊娠の場合にあっては14週）前の日の属する月の1日から、出産日の8週後の日の属する月の末日まで」となり、この期間の終了とともに退所となります。 この期間終了後も保育を必要とする要件があり、継続して入所したい場合は、再度保育所等の申請をしていただく必要があります。

Q 6	第3希望の保育所に入所しました。第1希望の保育所等に空きがあったら移りたいのですが。
A 6	転園の申込みをしていただく必要があります。申込する場合は、各月締切日までに「転園申込書」、「児童調査票」、「保育の必要性を確認する書類」をご提出ください。 なお、複数の保育所等を申込み、いずれかの保育所等に決定した場合は、他の保育所等への申込みの効力はなくなります。

Q 7	保護者のどちらかが仕事が休みの日に預けることはできますか？
A 7	保育所等では、保護者の方が保育できない時間をお子さまの預かり時間としています。保護者の方の仕事がお休みの場合は、お子さまもお休みになります。

Q 8	預かり時間について、保育標準時間（保育短時間）の時間よりも短い時間を施設から提示されたのですが。
A 8	保育所等を利用できるのは、保護者の方が保育できない時間のみとなります（就労の場合、就労時間＋通勤時間）。実際の預かり時間については、在園施設の施設長等と個別に調整いただいています。

	保育所等入所申込について
	申請書類について
	鎌倉市内保育所等一覧
	かまくらわが街マップ (「こどもの居場所マップ」から保育所等の位置を確認できます)
	入所受入数・入所保留状況について
	その他の保育サービスについて (一時預かり、病児・病後児保育・休日保育等)
	かまくら子育てナビきらきら電子版
	幼児教育・保育の無償化について (施設等利用給付認定(新1号～新3号認定))

メモ欄

郵送用封筒について

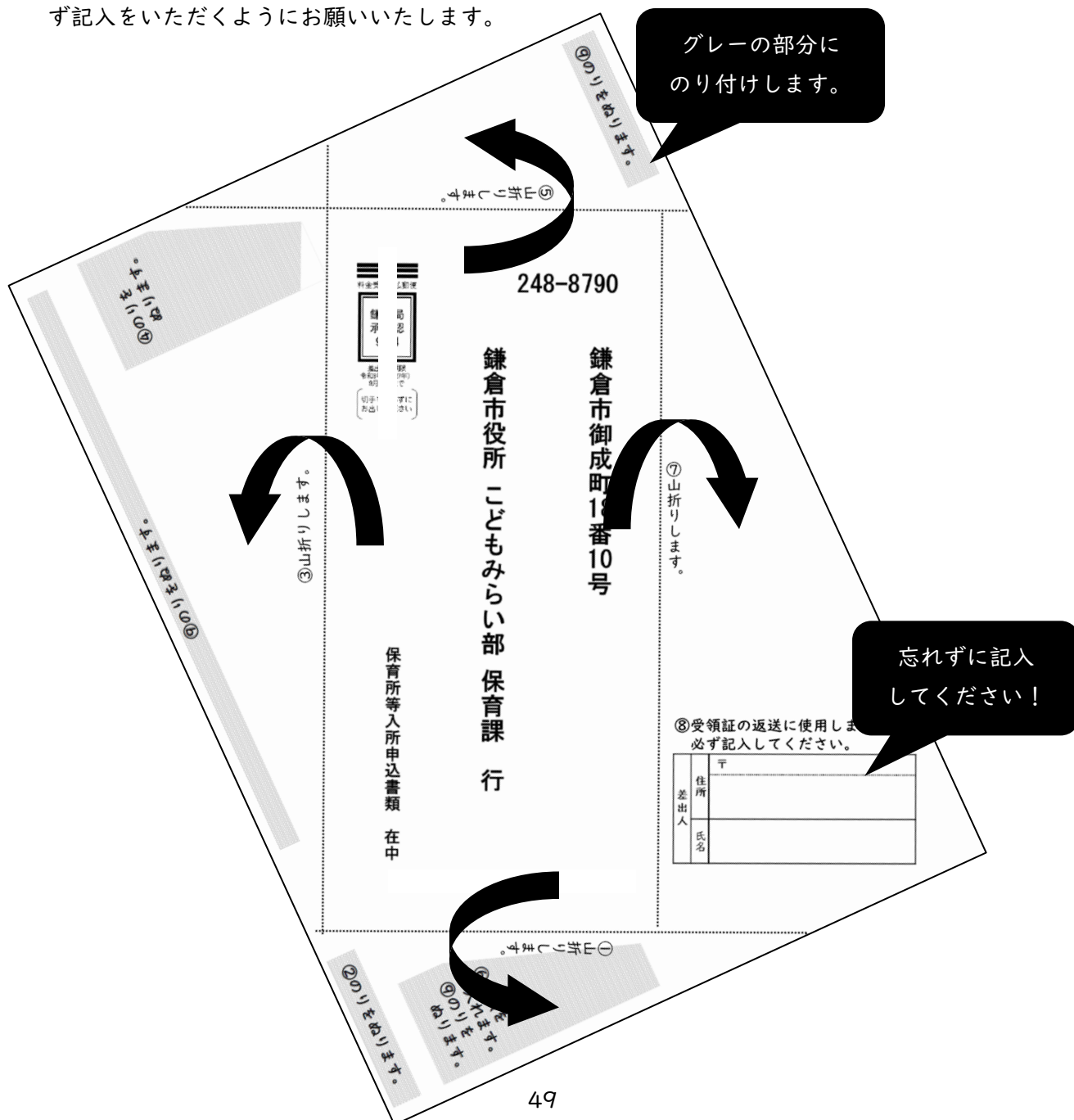
保育所等への入所に関する書類をご提出いただく際にお使いください。

この封筒をお使いいただくと、切手を貼らずに郵送することが可能です。

封筒1通につき、三つ折りにしたA4用紙を概ね7枚ほどまで入れていただくことができます。何らかのご事情により提出する資料が多くなってしまった場合は、お手数ですが、分割してお送りいただくようお願いいたします。

①～④の手順に従って用紙を折り、のり付けしてください。

また、⑧の差出人記入欄については、鎌倉市から受領証を返送するときに使用しますので、必ず記入をいただくようお願いいたします。



⑨のりをぬります。

⑤ 封筒に貼る。

248-8790

鎌倉市御成町18番10号

⑦ 山折りします。

鎌倉市役所

「いぬみもふらい部」

保育課

行

保育所等入所申込書類

在中

②のりをぬります。

③ 山折りします。

④のりをぬります。

⑥ 書類を入れます。
⑨のりをぬります。

① 封筒に貼る。

⑧ 受領証の返送に使用します。
必ず記入してください。

住所	〒
差出人氏名	